

## はじめに



かつてこの地を統べた護佐丸は、太平洋からの「あがいていーだ」を見つめ、中城の未来に思いを馳せていたのではないのでしょうか。

中城村には豊かな自然、世界遺産の中城城跡をはじめとする歴史文化遺産、そして、いきいきと暮らす村民の笑顔に支えられた日常の風景など、豊かな景観が数多くあります。

これらの豊かな中城村の景観を保全・創出し、すべての村民が心豊かに暮らし、とよむ中城を実感することができるまちにするため、この度、良好な景観形成の指針となる「中城村景観計画」を策定しました。

連綿と続く本村の歴史の中で育まれたこれらの景観は、すべての村民にとっての共有財産です。そして、先人たちが創り上げ受け継いできたこの景観を、将来の世代に確実に継承し、その魅力を生かしながら、地域やまちの活力を高めるために新たな景観を描くことは、私たち村民一人一人に課せられた大きな責務であります。

しかし、形だけの景観整備や行政による一方的な規制だけでは、良好な景観形成は実現しません。「村民」、「事業者」、「行政」がそれぞれの役割のもと、未来に思いを馳せ、協働による景観づくりに取り組むことが大切です。そして、将来の世代に、誇りと責任を持って繋いでいくことのできる景観づくりを進めていきたいと考えております。

最後に、本計画策定にご尽力いただきました中城村景観計画策定委員会の委員の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました村民の皆様や関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成27年7月

中城村長 浜田 京介

# 目 次

<b>第1章 計画策定の背景と目的</b> . . . . .	<b>1</b>
1. 景観と景観形成 . . . . .	2
2. 中城村に関連する景観関連施策の状況 . . . . .	3
3. 中城村景観計画の位置づけ . . . . .	6
<b>第2章 景観特性と課題の整理</b> . . . . .	<b>7</b>
1. 中城村の概況 . . . . .	7
2. 中城村の景観特性 . . . . .	8
3. 中城村の景観構造 . . . . .	17
4. 景観形成上の問題点と課題 . . . . .	19
<b>第3章 良好な景観の形成に関する方針</b> . . . . .	<b>21</b>
1. 基本理念 . . . . .	21
2. 景観形成方針 . . . . .	22
3. 要素ごとの景観形成方針 . . . . .	24
<b>第4章 景観計画区域の設定</b> . . . . .	<b>31</b>
1. 景観計画区域の考え方 . . . . .	31
2. 景観形成重点地区の設定について . . . . .	31
3. その他の施策による景観の保全 . . . . .	31
<b>第5章 行為の制限に関する事項</b> . . . . .	<b>33</b>
1. 景観形成重点地区の行為の制限に関する事項 . . . . .	33
2. 一般基準地区の行為の制限に関する事項 . . . . .	39
<b>第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項</b> . . . . .	<b>42</b>
1. 景観重要建造物 . . . . .	42
2. 景観重要樹木 . . . . .	43
<b>第7章 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方</b> . . . . .	<b>44</b>
1. 村内における屋外広告物の掲出状況 . . . . .	44
2. 基本的な考え方 . . . . .	44
<b>第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項</b> . . . . .	<b>45</b>
1. 基本的な考え方 . . . . .	45
2. 景観重要公共施設とは . . . . .	45
3. 景観重要公共施設の指定候補 . . . . .	45
<b>第9章 景観まちづくりの方策</b> . . . . .	<b>46</b>
1. 協働で進める景観づくり . . . . .	46
2. 景観計画の運用 . . . . .	46
<b>資料編</b> . . . . .	<b>50</b>

## 中城村景観計画

発行日：平成27年7月

発行・編集：中城村 都市建設課

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間 176 番地

TEL : 098-895-2131

FAX : 098-895-3048

## 第1章 計画策定の背景と目的

この半世紀、我が国においては、高度経済成長を背景に便利で物資にあふれた高い生活水準を実現してきた反面、多くの地域性、豊かな景観が損なわれてきました。沖縄県内においても、大規模な開発や宅地のスプロールによって、多くの自然環境や農地、古くからの伝統的集落が失われてきました。市街地においては、様々な形態、色彩の建物が地域の歴史文化との調和を無視して立地するなどした結果、多くの市街地が緑を失い、周辺環境と全く調和しない建築物や、張り巡らされた電線と氾濫する広告看板によって構成された街に変貌していきました。

また、産業の基盤であった農業が衰退傾向にあり、良好な農村景観を保全していくことが難しくなりつつある現状もあります。

しかし近年、社会が成熟化するとともに人々の価値観は、経済重視から人間重視の時代へと変わりつつあります。環境問題に対する関心が高まり、生活の質を向上することがより重視されるようになりました。今日では、自然環境や地域の歴史・文化を活かしたまちづくりが求められており、景観形成の重要性が唱えられています。

中城村は、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産登録された「中城城跡」をはじめ、独自の歴史・文化を有し、緑地や海などからなる豊かな自然環境や、サトウキビ畑による農村地域としての生業を発展させてきました。さらに、那覇及び中部の都市圏に近接しながらも、これらの自然、歴史環境が良好な形で保持され続けており、周辺市町村と比較した場合にも、極めて貴重なケースであると考えられます。

一方で、南上原や久場、泊、幹線道路沿いなど、宅地開発や企業誘致が進展する地域も出てきており、特に南上原地区においては、区画整理事業の進捗により、多くのマンションや住宅、店舗等の立地が進んできています。こうした流れは、村の活力ある将来に向けての明るい材料ではあるものの、無秩序な開発行為が行われた場合は、「中城城跡」等の歴史・文化遺産や豊かな自然環境等が織り成す中城村らしい風景が損なわれていく可能性も否定できません。

平成15年に国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を公表し、行政の方向を美しい国づくりへと大きく舵を切ることを宣言しました。そして、平成17年、我が国で初めて景観を対象とした基本的かつ総合的な法律として、「景観法」を全面施行しました。これらは、全国各地で行われてきた自治体による景観条例制定や市民による景観訴訟など、景観に対する社会的関心の高まりを背景として行われた政策です。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような未曾有の大災害に対する不安が増大するなど、景観と防災という新たな視点で地域を見つめ直すという機会が求められるようになりました。

このような社会情勢の変化を踏まえ、新たな中城村における総合的な景観形成を図ることを目的として、本計画は、自然、歴史、文化等を活かしながら、開発と保全のバランスを保ち、さらに村民が地域に対する誇りと愛着を持てる魅力ある地域の形成を図ることを目的として策定するものであり、本村における今後の景観施策を実現していくための基本的方向や景観法に基づく実効性のあるルールを定めていくことを目的とします。

さらに村民、事業者、行政等それぞれの主体が景観づくりを進める上で共有できる、目標や方向性を示すとともに、地域の景観と調和した適正な整備・開発を誘導するルールを示し、村民、事業者、行政等がそれぞれの役割のもと、協働により計画的、実効的な景観づくりを進めていきます。

# 1. 景観と景観形成

## (1) 景観とは

この計画で守り育て、次の世代に継承していく、『景観』とは何でしょう。

私たちは、普段、建物やまち並み、山や川や海、木や花、田や畑、人々の暮らしなど日ごろ接しているまちの様子を「風景」や「景色」と呼んでいます。そこに見る人の思いや感じ取る印象が加わるとき、それは『景観』へと変わります。

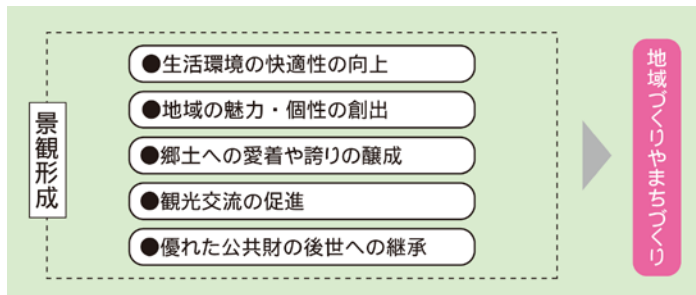
この計画では、『景観』は、目に見えるものだけではなく、私たちが感じるもの全てを指します。目に見える姿・眺めそのものである『景』と、目にする人々の価値『観』で捉える見方、感じ方、印象の両方を併せ持つものです。



景観は、毎日を快適に心豊かに過ごすために大切なものであり、地域への誇りと愛着を育み、住む人や訪れる人に潤いと安らぎを与えます。また、景観は、村民共有の財産であり、次世代に継承していくべき貴重な資源でもあります。

## (2) 景観形成とは

景観形成とは、単に視覚的に美しいものを守り育てるというだけでなく、地域の人々が生き生きとした豊かな生活を送ることのできる「地域づくり」や「まちづくり」につながるものであり、次のような意義をもっていると考えられます。



図：景観形成の意義

- 生活環境の快適性の向上**：花と緑にあふれた美しいまちなみや水と親しめる公園の整備など、潤いとやすらぎの感じられる景観の形成は、生活環境の快適性の向上につながります。
- 地域の魅力・個性の創出**：地域独自の自然や歴史・文化、産業等を活かした景観形成は、地域の魅力や個性を創出します。
- 郷土への愛着や誇りの醸成**：地域の美しい景観を改めて見直したり、近隣の人達と協力して花木や樹木を植えるたりするなど、自ら景観形成に取り組むことは、自分達の郷土への愛着や誇りを醸成します。
- 観光交流の促進**：中城村らしい景観形成に取り組み、地域性豊かなまちづくりを推進することは、訪れる多くの人々の共感呼び、魅力を高め、観光や交流を促進することにつながります。
- 優れた公共財の後世への継承**：景観は全ての人々が共有する大切な財産です。過去から受け継いできた美しい景観を守り育て、質の高い景観を創造することは、優れた景観という公共財を継承することとなります。

## 2. 中城村に関連する景観関連施策の状況

### (1) 第四次中城村総合計画（基本構想：平成24年～33年度）

第四次総合計画では、村民一人ひとりが「心豊かな暮らし」を実感するとともに、すべての人々が中城村に「住んでみたい」、「住みたい」と思えるような村づくりを将来像として掲げ、心豊かに暮らしていく為の、土地利用毎のきめ細かい施策展開を示しています。本計画においては、第四次総合計画との整合を図りながら検討を進めていく必要があります。

#### ●将来像：「心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～」

#### ●基本理念

##### ①「自然・歴史・文化」を受け継ぐ村づくり

自然・歴史・文化の価値を再認識することによる村民共有財産の継承

##### ②「安全・安心」を築く村づくり

日々の暮らしの中での安全・安心が確保された環境の創出

##### ③「暮らし」を描く村づくり

機能的で充足した生活環境や経済的安定を得ることによる活力の向上

#### ●景観形成に関する施策展開

##### ①安全性に配慮した斜面緑地の保全

- 急傾斜危険区域及び崩落危険箇所についての安全性を確保しながら、斜面緑地の適切な保全を図っていきます。

##### ②歴史的環境を生かした景観形成

- 中城城跡の周辺部においては、斜面緑地の保全と共に、史跡地周辺のバッファゾーンとして、歴史的環境の魅力を高める景観形成に積極的に取り組んでいきます。
- 村内各地に点在する御嶽や拝所、村ガーなどの文化財を核として、歴史の継承と合わせた集落地の景観形成を進めます。
- 歴史ある樹木、すぐれた景観のある樹木や樹林、また集落内環境における大木や生垣などの育成保護に努めます。

##### ③景観計画と連携した取り組みの実施

- 中城らしさに配慮した公共施設用地の緑化等、人々の交流をよりいきいきとさせる身近な景観の保全・創造に努めていきます。
- 通学路など、村民の生活の中で使用頻度の高い村道の交差点まわりにおいては、「まちかど」としての景観演出に配慮し、広告物や自動販売機等の設置を抑えていきます。
- 住宅における生垣づくり等によるうるおいのあるまち並みづくりを進めます。
- 景観を守っていくために規制すべき建築物の高さ等を設定し、より良好な景観形成を図っていきます。
- 村の実情に合わせた景観施策を行っていくため、景観行政団体への移行を目指します。

## (2) 中城村都市計画マスタープラン（平成11年3月）

中城村都市計画マスタープランは、第2次総合計画の実現を目指し、概ね平成28年を目標年次として、全体構想と地域別構想が策定されています。第4次総合計画策定の動きの中で、都市計画マスタープランについても、より現在の実情に対応したものへと見直しを図る必要があります。このような中で、都市計画マスタープランにおける取り組みが、中城らしい景観形成となるよう、本計画の関連計画として、検討を進めていくことが望ましいと考えられます。

### ●基本理念：「人と自然・歴史が織りなす 明るく住みよい田園文化都市・中城」

#### ●目標とテーマ

- ・中城ならではの自然と歴史の環境・景観を守り、育てていく。
- ・都市活動の拠点を整備し、それらをつなぐネットワークを構築していく。
- ・現代の暮らしにふさわしい生活環境としての質を高めていく。
- ・農村的利用との共生に配慮しながら、都市的土地利用の計画的拡大を図っていく。
- ・本村の性格に合った産業を振興し、生産を高め、活力が発揮できる基盤を形成していく。

## (3) 中城村自然環境の確保に関する条例（平成11年3月）

世界遺産である中城城跡周辺の景観を保全するため、「中城村世界遺産バッファゾーンの景観条例」を定めています。ここでは、「歴史的文化的景観保護地区」を定めて、以下の各号に掲げる行為を行う場合は、規則で定める基準に従い、当該行為に着手する3か月前までに、届出書に別表の明示すべき事項を添付し村に届け出なければならない、としています。

しかしながら、その範囲が狭いことや西側において定められていないことなどを踏まえ、本景観計画においては、これらの範囲外においても良好な景観を保全していくための仕組みを検討する必要があります。

- (1) 建築物等の新築、増改築、移転又は撤去
- (2) 土石類の採取等又は土地の形質変更
- (3) 大規模な木竹の伐採

### 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、届出を要しないものとする。

- (1) 非常災害時のため必要な応急処置として行う行為
- (2) 村民の農業経営に伴う、軽微な工作物の設置等
- (3) 木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、又は森林病虫害防除のための木竹の伐採等
- (4) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

### 3 村は必要な限度内において、歴史的文化的景観保護地区内における行為に条件を付すことができる。



#### (4) “美ら島沖縄” 風景づくりのためのガイドライン（平成19年1月）

沖縄は、自然環境面・文化面において、個性的で貴重な特性を有しており、これは他の地域にはない魅力・資源であり、今後、沖縄の特性「沖縄らしさ」を十分に活かした沖縄振興を推進していくことが求められています。

これまでの沖縄における地域振興を進めるに当たっては、社会資本の整備等の諸施策を着実に進め、経済面・生活面で相応の成果が上がってきたものの、必ずしも満足いく「沖縄らしい風景」の創出がなされたとはいえない面があります。

今後、社会資本整備を進めるに際しては、「沖縄らしさ」を十分活かした「風景づくり」に配慮することにより、美しく豊かな生活環境の実現、観光・交流・産業等の振興を促進し、沖縄振興を推進することが必要と考え、内閣府沖縄振興局及び沖縄総合事務局が、有識者等で構成する『“美ら島沖縄” 風景づくり検討会』を平成17年度から開催し、沖縄の風景イメージおよび沖縄らしい風景づくりのためのガイドラインを検討してきました。

今般、その検討結果として、『現代の沖縄風』をテーマに『“美ら島沖縄” 風景づくりのためのガイドライン』をとりまとめられ、本景観計画における指針としていく必要があります。

#### 沖縄らしい風景づくりの視点

- 1 一括りにできない「沖縄らしさ」
- 2 無秩序に使われてきた「沖縄らしさ」の表現と「地域らしさ」が反映されない沖縄の風景
- 3 沖縄らしく美しい風景と新たにつくられてきた沖縄の風景
- 4 地域の一貫した取り組みと、調和のとれた風景が主役であることの認識



#### (5) 沖縄県屋外広告物条例（平成22年4月）

沖縄県では、沖縄県屋外広告物条例を制定し、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物について必要なルールを定め、適正な規制や誘導を行っています。

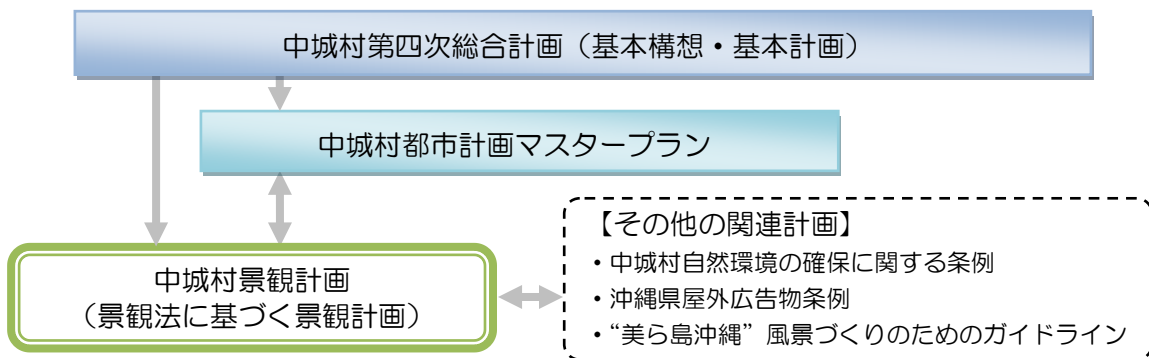


### 3. 中城村景観計画の位置づけ

本計画は、前項で示した社会情勢の変化や、村内における人口の増加等を踏まえ、中城村における総合的な景観形成を図ることを目的として策定するものとし、中城村における今後の景観施策を実現していくための基本的方向や、むらづくりに関する景観面からのルールを示した景観法に基づく計画とします。

景観計画の目指すべきところは、必ずしも強い規制をかけるということではなく、村民一人ひとりの意向や思いが十分に反映され、「中城村の景観」の意味や価値を再認識し、身近なところから景観をより良くしようと実践していける計画であるか、というところです。

今回の景観計画策定にあたっては、各種関連計画に示される理念や将来像を、景観形成の面から実現していくための計画と位置づけ、法定計画のみの策定だけではない、「景観まちづくり」を総合的に推進するための計画と位置づけます。



図：中城村景観計画の位置付け

景観計画は、平成16年に制定された「景観法」（平成17年6月全面施行）に基づき、地域の景観行政の担い手としての役割を与えられた自治体（景観行政団体）が、区域を定めて策定するものである。

景観計画には、良好な景観形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針を定めることが義務付けられているほか、策定する景観行政団体の裁量で、屋外広告物の行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項などを定めることができる。

〈景観法〉	〈景観計画〉
<p>わが国で初めて、総合的な景観形成の取り組みを法制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○わが国の景観形成の基本理念</li> <li>○住民、事業者、行政の責務</li> <li>○景観形成のための行為制限や取り組み支援の制度</li> </ul> <p>〔法に基づき市町村等の景観行政の取り組みを強化〕</p>	<p>「景観行政団体」が一定の区域を対象に策定・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○良好な景観形成に関する方針</li> <li>○良好な景観形成のための行為の制限</li> <li>○屋外広告物や公共施設の景観形成、地域の取り組み支援のしくみ</li> </ul> <p>〔方針レベルにとどまらず具体的な基準等を設定(変更命令も可)〕</p>

**※景観行政団体**  
 景観行政団体は、地域独自の良好な景観形成に取り組んでいる自治体であり、主に政令市や中核市が主体となる。その他の市町村は都道府県との協議・同意により景観行政団体となる。景観行政団体は、景観計画を定めることができ、区域では、建築・開発などの景観に関わる行為に対し、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じることとなる。

図：景観法と景観計画について

## 第2章 景観特性と課題の整理

### 1. 中城村の概況

#### (1) 地勢

中城村は、東経 127 度 48 分、北緯 26 度 5 分、那覇から北北東へ 16 km の沖縄本島中部にあって、西側は宜野湾市、北側が北中城村、南側が西原町と隣接し東は中城湾に面しています。

村域は 15.4 k m<sup>2</sup>、南北に 7.5 k m、東西に 3.5 k m で、そのうち農用地が約 37%、宅地が約 13%、原野が約 16%、その他となっています。

地形は、村の中央部を南北に小さな起伏の丘陵が走り、南に糸蒲山、中央に上武当岳、北に台城岳があります。さらに東側の平坦地、その間の斜面地とあわせて 3 つに大別できます。

地質は大きく分けて古い順から島尻層群、琉球泥灰岩及び沖積層の 3 種類からできています。



図：中城村の位置

#### (2) 沿革

中城村内には先史時代の遺跡はほとんど発見されていませんが、北隣の北中城村の先史時代の例と同じく、人々はまず台地に定住し、比較的早く海岸に近い平地に移動して小集落を形成したと考えられます。

中城の確実な歴史は、15 世紀に中山の有力な武将だった護佐丸が読谷山の座喜味城から中城城に移ってきた時から始まります。

護佐丸ははじめ山田城(現恩納村)に拠り、座喜味城に移りました。その娘は尚泰久王の妃になった人で尚泰久王は護佐丸に首里城に近いこの地を与え、城を造らせ、中城按司に封じました。これは、当時勝連半島にあった阿麻和利を牽制するためであったといわれています。

護佐丸は屋宜を港にして日本本土との貿易を盛んにし、勢力を増強しましたが、1458 年阿麻和利の議言(ごんげん)により、反逆者として攻撃を受けて自害し、その後、尚真王が中央集権を握ると、この地にも按司起が派遣され、この地を支配しました。

その後、首里王府の直轄地となって近世に至りますが、中城村域の村々は、明治 5 年に琉球藩、明治 12 年の廃藩置県で沖縄県の所管となり、明治 29 年中頭郡に所属。そして明治 41 年島嶼町村制により、中城間切の伊集、和宇慶、津覇、奥間、安里、当間、屋宜、伊舎堂、添石、泊、久場、新垣、の 12 村と現北中城村域の 11 村をもって中城村が成立しました。

しかし、沖縄戦後、村は米軍施設によって南北に分断されたため、統一行政が困難になり、昭和 21 年 5 月 20 日、北部を北中城村として分村しました。

復帰後、本村では産業の振興に力が注がれてきました。農業はサトウキビを中心に営まれていましたが、昭和 55 年頃から花卉園芸も広く営まれ、都市近郊型の農業形態へ移行しています。海岸沿いには比較的大きな石油精製・アルミ・製紙・製材などの工場が建設されています。

近年、西原町から本村の南上原にかけて琉球大学のキャンパスができ、南上原を中心に文化交流拠点地区としての発展も期待されています。

## 2. 中城村の景観特性

### (1) 自然

本村は太平洋を東に望む海岸線を有し、海面を照らしながら登る朝日や海と空の広がり眺望できる壮大な景観が大きな特色となっています。また、自然景観の骨格である南北に伸びる斜面緑地や、国道 329 号から東の平坦部に広がる農地を中心とした良好な田園風景が、本村における自然環境の豊かさを支える要素となっています。

#### ①地形

- ・本村の地形は、村の中心を南北に走る丘陵を境に平坦地域、斜面地域、台地地域という3層で構成されており、この地形の変化が本村の景観の大きな特長となっています。
- ・平坦地域は標高 10m以下で、広がりのある農地を中心に集落や、湾岸部には工場の立地も見られます。
- ・斜面地域はまとまりのある緑地が広がり、緩傾斜の部分には集落が点在しています。
- ・台地地域は小さな起伏の丘陵が続き、森林や農地が主体となっていますが、南側に位置する南上原地区においては、琉球大学の立地等を契機に都市景観が展開しています。



斜面地域に広がる豊かな緑地

#### ②緑地

- ・斜面地に広がる緑地が本村の自然景観の骨格となり、点在する集落内の緑や、広く村民に利用されている吉の浦公園、各集落に整備された農村公園等の広場などと一体的に、緑豊かな景観を形成しています。



集落内の緑地

#### ③水系・小河川

- ・本村の水系としては、普天間川や農地周辺の水路などがあります。

#### ④海岸線

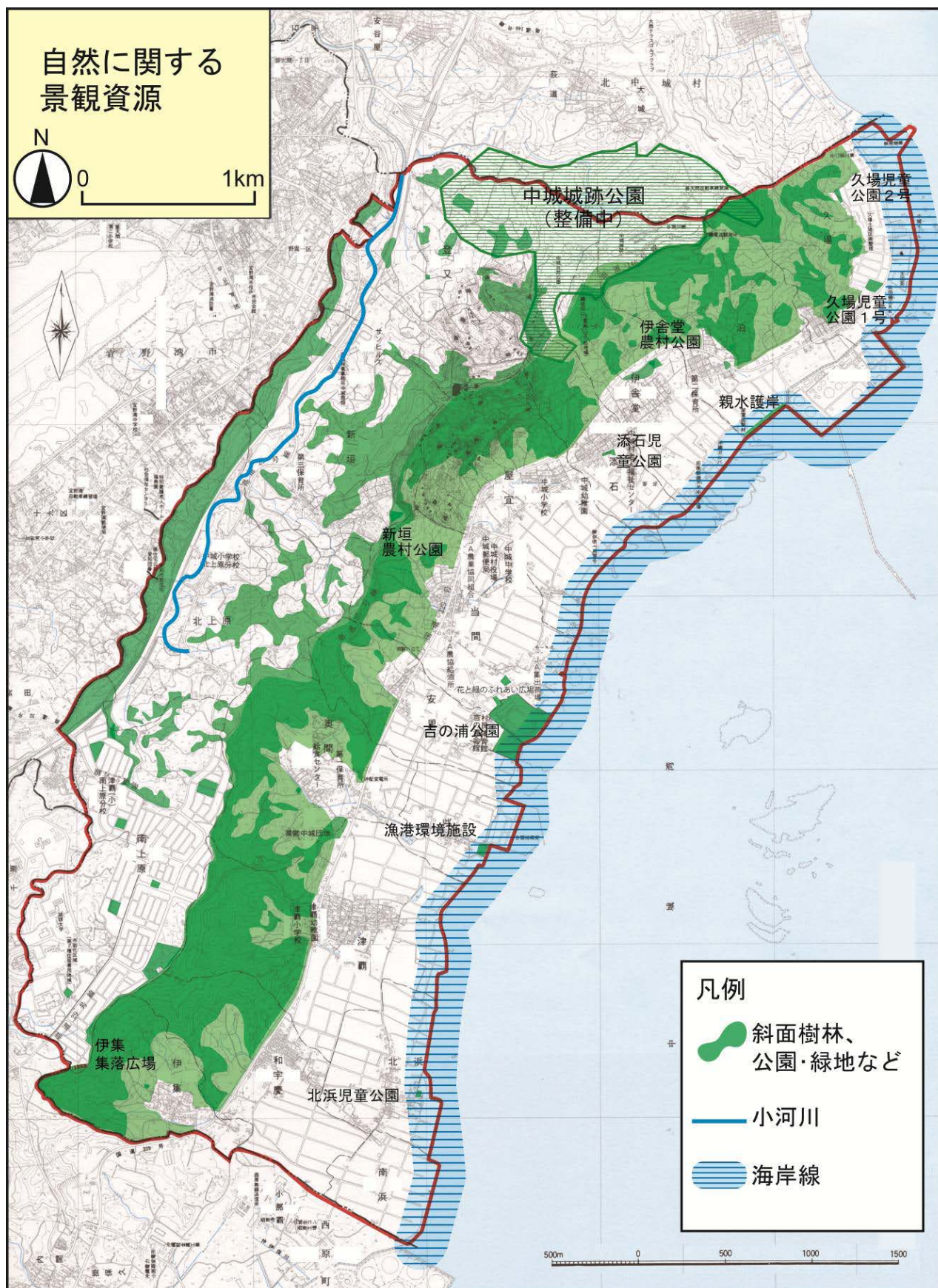
- ・中城湾に面する海岸線は、基本的にサンゴ礁の発達した自然海岸を有しています。また、吉の浦公園周辺においては、砂浜の海岸としての、親水性の高い空間を人工的に創出しています。



吉の浦公園周辺の海岸



図：景観資源分布図（自然）



## (2) 歴史・文化

本市には、先史時代より連綿と受け継がれてきた固有の歴史があり、護佐丸がこの地を統べていた中世から近世にかけては、中城城跡をはじめとして、その時代の本村の発展を物語る数多くの史跡が残されています。これらの豊かな歴史資源は、本村の歴史景観を支える重要な要素となっています。

### ①集落（シマ）形成時代〔太古～古代〕

- ・中城村における歴史を遡ると、3,500年以上の太古の昔から人が住みついていたことが北中城村の萩堂貝塚の出土から推定されます。自然採集から農耕生活へ移行していく過程の中で、血縁から地縁によるまとまりを基本に集落が形成されていったと考えられています。
- ・各部落では神をまつる習慣も現われ、神の鎮座するところとして嶽（ウタキ：集落の高いところで森になっているところ）や拝所（ウガンジョ：大きな木や岩のあるようなところ）をよりどころとしながら生活が営まれるようになったと考えられます。

### ②間切時代〔中世～近世〕

- ・12世紀ごろになって、小さな村々を1つにまとめ支配する「按司（アジ）」が現れるようになり、按司の支配する領域単位を「間切」とし、間切毎に「城（グスク）」が築かれるようになりました。
- ・「中城」の地名は「おもろ」にもうたわれているように、古くから由緒深いもので、1440年代に按司「護佐丸」によって築かれた中城城と自然の良湾として知られた中城湾によって象徴されています。また、第2尚氏王統時代「中城」は王世子の称号に用いられ、かつ世子領とした豊穰の地として広く世に知られていました。
- ・琉球王朝期の主要な道に首里城方面からの宿次の道があり、王府と番所間を結ぶ情報の道でしたが、一方これに対して物資を運搬する道、村々相互の生活を結ぶ道がありました。ひとつは、太平洋を遠望しつつ丘陵上に行く「グスク道」であり、他のひとつは集落を結ぶ道、そして海岸線に沿って「スガチ（潮垣）道」と呼ばれる道の3本です。いずれもグスクを結ぶ道、間切を結ぶ道、物資を結ぶ道、村と村を結ぶ道として重要な意味をもっていました。
- ・中城間切の按司護佐丸が阿摩和利に討たれた時に城も破壊され、その後の本地域は農・漁村として琉球王朝時代を経ていきました。

### ③中城村時代〔近代～〕

- ・18世紀以後、「屋取（ヤードゥイ）」の増加によって村内にも屋取集落が立地するようになり、杣山として利用されていた台地部にも集落や農地が拓かれていきました。
- ・中城間切は、伊集・和宇慶・津覇をはじめ27ヶ字で形成していましたが、その後編入、分割をくりかえし29ヶ字になりました。間切の番所は1611年に中城城本丸内に設置され、以来中城間切番所、中城間切役場、中城村役場として使用されてきましたが、昭和20年の戦災により焼失しました。戦後軍施設によって村が南北に分断され、行政の執行に大きく支障をきたしたことから、1946年5月20日、宇久場、宇登又以南を中城村、宇熱田、宇大城以北を北中城村として分村しました。



**④主な文化財等**

本村には、中城城跡をはじめ、護佐丸の墓、安里のテラ、伊舎堂の三本ガジュマル等、数多くの文化財が現存している。また、御嶽や拝所等の生活に密着した歴史環境や、フクギの生け垣、屋敷林等の集落景観も至る所で目にすることができます。

本県をも代表する貴重な歴史資源である中城城跡では、歴史公園としての整備を進めていこうとしています。以下に主な文化財等を示します。

<p><b>●中城城跡</b></p> <p>沖縄県内に 300 ほどあるといわれているグスクの中でも最も保存状態がよく、城壁や拱門などの遺構も多くが築城当時のまま残っている。1972 年に国の史跡と指定され、1995 年から発掘調査や石積修復工事などの保存修理事業が行われている。</p> 	<p><b>●伊舎堂の三本ガジュマル</b></p> <p>伊舎堂の集落は、かつて中城城跡の近くにあったとされ、現在の地に移動してきた三組の夫婦が記念してガジュマルを植えたとされている。現在の木は戦後に植えかえられた三代目とされ、村の史跡に指定されている。</p> 	<p><b>●安里のテラ</b></p> <p>子孫繁栄・無病息災などを祈願する拝所であり、県の指定有形民俗文化財に指定されている。</p> <p>その昔、お告げにより出てきた霊石を安置して拝むと、病が癒えたという話が周辺に広まり、人々が参詣に訪れるようになったといわれている。</p> 
<p><b>●ギイスのテラ</b></p> <p>中城城跡の南西部にある拝所であり、その昔、添石村に住むマス島袋という人の先祖が村の上洞に霊石を安置し、祭祀を行ったのが始まりとされる。現在の地番は登又で、「夜半前（ヤハンメー）御嶽」とも称されている。</p> 	<p><b>●泊の大クワディサー</b></p> <p>地元の伝承によると、約 200 年前に首里王府から派遣されてきた中城間切番所の役人が任期を終えて離任する際、懇意にしてきた泊村の人たちとの別れを惜しんで植えたものだといわれている。村の天然記念物に指定され、近くにはシチャヌカーも設置されている。</p> 	<p><b>●護佐丸の墓</b></p> <p>15 世紀中ごろ活躍した中城控司・護佐丸の墓で、台城にある。現存する亀甲墓としては県内でも最も古い時代のもので、文化的にもきわめて価値の高い墓である。護佐丸をはじめ第 7 代までの子孫の遺骨が安置されているといわれている。</p> 



図：景観資源分布図（歴史）



**凡例**

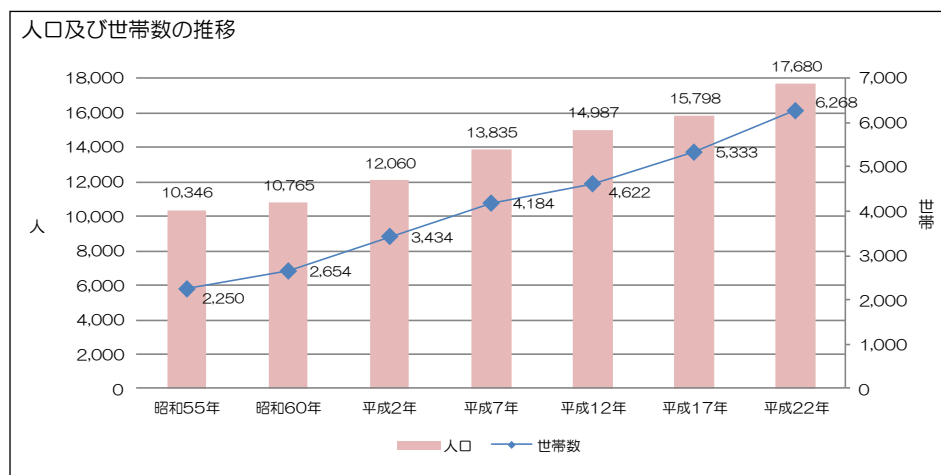
- 史跡・文化財等の歴史資源
- 歴史的雰囲気を守る集落環境
- ◆ 歴史の道 (ハンタ道)

### (3) 生活・産業

#### ①人口

本村の人口は、17,680人(平成22年国勢調査)で、平成17年と比較して1,882人(11.9%)、昭和55年と比較して7,334人(70.9%)増加しています。

世帯数も増加していますが、1世帯あたりの人数は年々低下傾向にあります。琉球大学の学生の村内居住者の増加なども要因としては考えられますが、全体的に核家族化が進んできているといえます。



資料：国勢調査

#### ②土地利用

農業を基盤としてきた本村では、農用地、山林、原野を主体とする農村的土地利用が特徴となっています。これまで土地改良による農用地整備等により、農用地の合理的な土地利用計画が進められてきました。

近年では、南上原地区の区画整理事業の進捗に伴い、琉球大学周辺における市街化が大きく進んでいます。また、幹線道路である国道329号沿道等においても宅地化が進行しており、村全体として都市的な土地利用の需要が高まってきています。



農地が広がる沿岸部



### ③産業関連

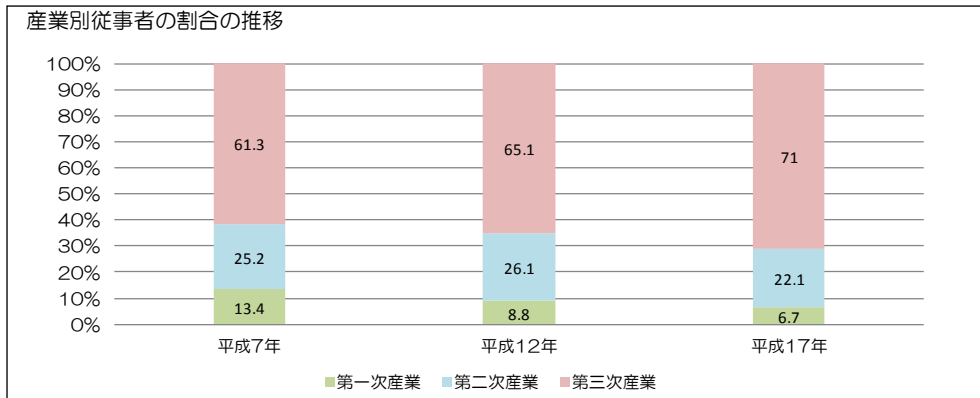
本村における産業は、サトウキビを主要作物とする農業を基盤にして発展を遂げてきました。しかし、近年におけるサトウキビ生産を取り巻く環境の悪化から、野菜、花き、果物への転換が近年進んでいます。

また、建設業を中心とする第二次産業は横ばい傾向であり、第三次産業ではサービス産業の増加が顕著です。

村全体において農漁業の一次産業を中心とした形から第三次産業を中心とした産業構造への移行が見られます。



サトウキビ畑



資料：国勢調査

### ④道路

本村の交通体系は、村域を南北に貫く国道 329 号と、沖縄自動車道、県道 4 路線の幹線道路、それに接続する多くの村道、農道、集落内の路地で構成されています。

幹線道路は、周辺の宜野湾市、北中城村、西原町や、那覇市、沖縄市を結び、交通の動脈となっています。また、街路樹としてはアカギを基本として植栽されており、緑の潤いを与えていますが、年間を通じた維持管理の面で、過剰な剪定が行われており、良好な沿道景観の形成という点では改善を図っていく必要があります。



国道329号沿道

### ⑤公共施設

本村の義務教育施設は、中学校 1 校、小学校 3 校及び広域的校区を有する琉球大学附属小中学校が立地しています。

また公共施設としては、国道 329 号沿いに中城村役場が、吉の浦公園周辺において村民体育館やグラウンド等の拠点施設が集約して立地し、字毎の公民館などともに利用率が高くなっています。



吉の浦公園周辺

## (5) 中城村の集落景観

### ①歴史を感じる集落

中城の集落はその多くが平坦部と斜面部の境界となる国道周辺に立地し、斜面部の緑地との営みとしてのつながりを感じることができます。

また、古くからの道路形態を残す集落も数多く、伊舎堂、伊集、添石などにおいては、昔ながらの琉球石灰岩を用いた石垣やフクギがその歴史を感じさせてくれます。



集落内の石垣とフクギ

### ②自然と調和した集落

緑地の多い斜面部においては、周辺の緑と一体となった集落環境が形成されており、緑の中に淡い色彩の建物が建ち並ぶ様は、本村における優れた景観を構成する大きな要素の一つと言えます。

また、12～13世紀ごろに形成されたとされる新垣には、新垣グスクが所在し、さらには中城城跡へとつながるハンタ道の整備により、緑あふれる自然と歴史を感じることができる住環境が形成されています。



斜面緑地の中に点在する集落

### ③村の中心となる集落

村の中心となる集落は、当間を中心として形成されており、政治・教育・文化の拠点施設である村役場や中学校、また吉の浦会館や公園等のほか、ホームルの食品缶詰工場やJ A出荷場等の産業関連施設が立地しています。

そのため、村内における良好な景観形成を図っていく上で、先導的な役割を担っていくことが望まれます。



村の中心部（中城小学校周辺）

### ④新しく形成された集落

中城村では特に台地部において新しいまち並みが形成されています。平成6年に自治会が発足したサンヒルズタウンや、琉球大学の移転や区画整理事業により住宅やアパート・マンションの増加した南上原地区などです。

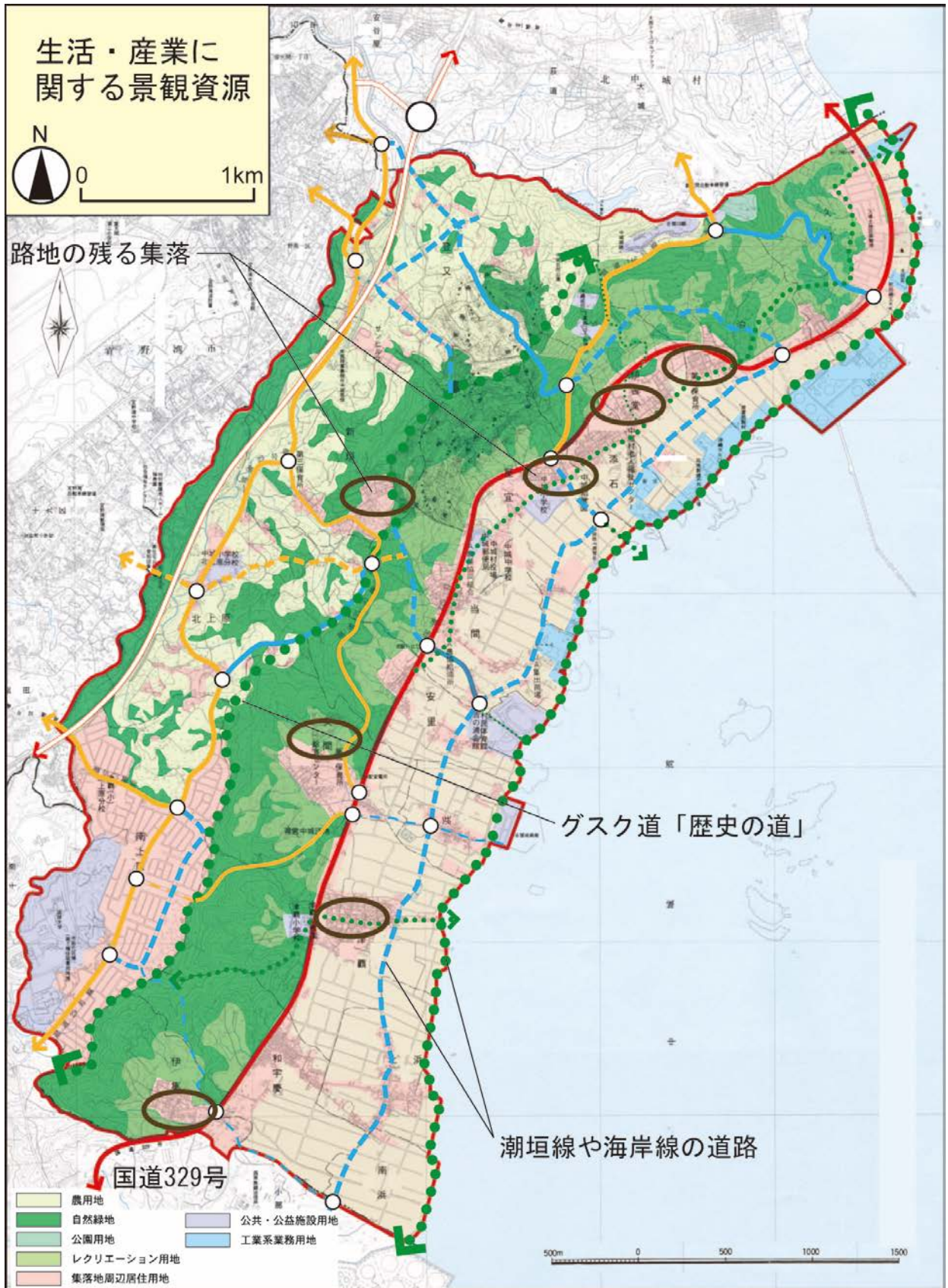
こうした新しく形成された集落についても、「村の中心の集落」と同様に景観の適切な誘導を図っていく必要があります。



サンヒルズタウン



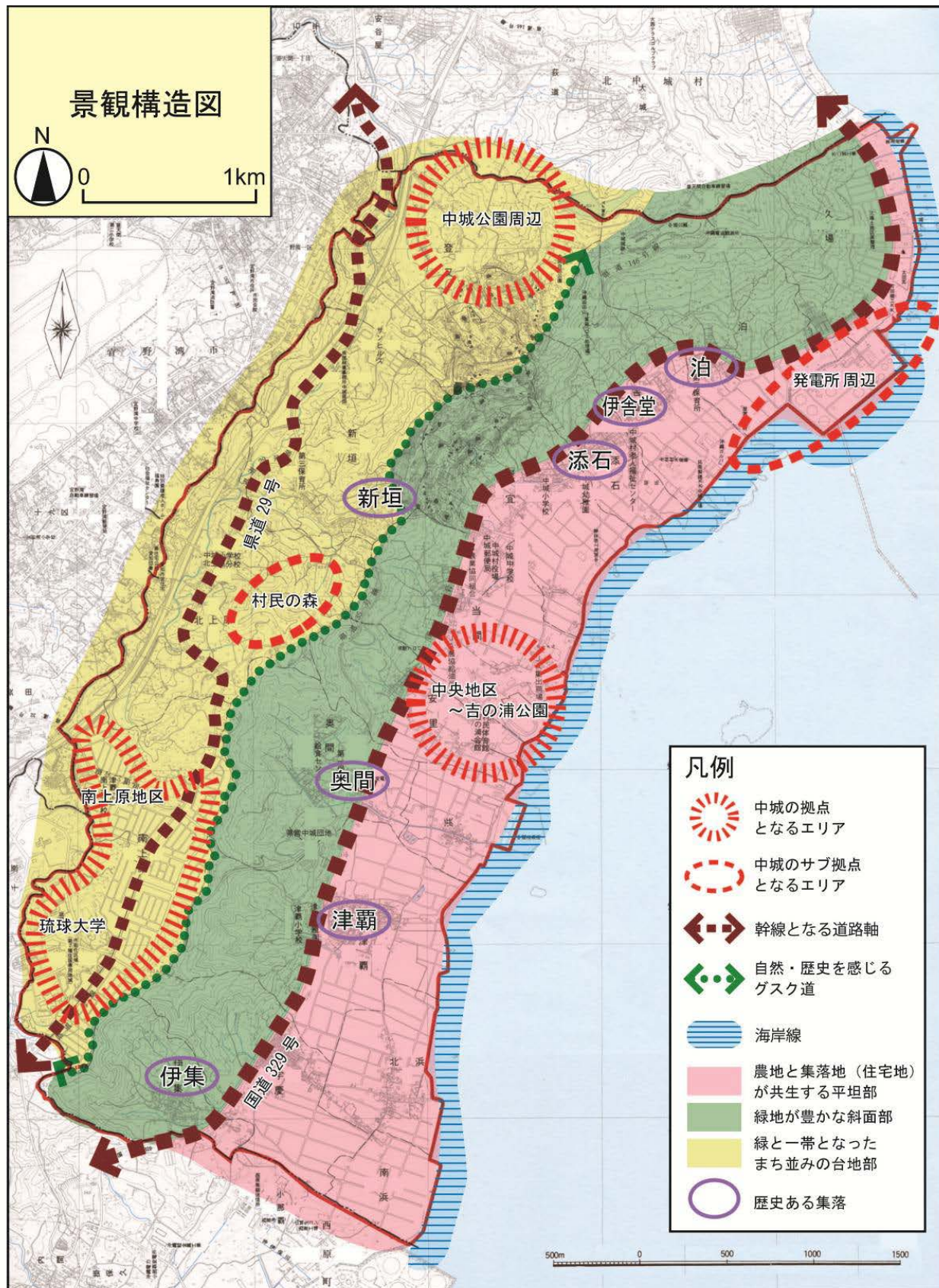
生活・産業に関する景観資源分布図





### 3. 中城村の景観構造

前述したように、本村は地形的な特徴から平坦部、斜面部、台地部にエリアが分けることができ、またこれらに沿岸部を加えて、4つのエリアとして、景観構造の把握を行うこととします。以下にこれまでの景観特性を踏まえた景観構造図を示します。



要素毎の景観資源を整理すると以下のように大別することができます。

要素	景観の特徴	代表的な景観	景観計画における考え方	
① 面的要素	<b>【地区・まとまり】</b> ひとつの類似性やまとまりをもって広がり、周囲と異なる特色のある地区	・中城城跡の歴史景観 ・歴史を感じる集落の景観 ・斜面部の緑地がつくる自然景観 ・平坦部のサトウキビ畑の広がる景観 ・中心市街地景観	土地利用	i. 歴史景観域 ii. 自然景観域 iii. 農村景観域 iv. 市街地・レクリエーション景観域
	<b>【骨格・みちすじ】</b> 線的な骨格を形成する要素。「うつり変わり」、「見え隠れ」は、副次的なものとして捉える	・水辺環境を形成する海岸線、河川景観・歴史を感じるハンタ道の景観 ・中城の発展を支えるバイパスからの沿道景観		軸
② 線的要素	<b>【境界・ふちどり】</b> 他の領域との境界を視覚的に意識させ、「景域」を限定する要素	・台地部の稜線の連なりを残す自然景観 ・海岸線の自然景観	拠点	
	<b>【結節点・出入口】</b> 本村への出入口、都市と自然との出入口、骨格が交わる結節点	・村の玄関口としての景観 ・主要な交差点となっている道路景観		
③ 点的要素	<b>【焦点・めじるし】</b> 周囲と異なる形態や特徴を有し、地形の象徴、ランドマークとなっている要素	・村に残る文化財などが形成する歴史景観 ・公共施設などの拠点施設からなる景観	拠点	i. 景観上重要な交差点 ii. 自然的景観拠点 iii. 歴史と文化の景観拠点 iv. 眺望景観拠点
	<b>【結節点・出入口】</b> 本村への出入口、都市と自然との出入口、骨格が交わる結節点	・村の玄関口としての景観 ・主要な交差点となっている道路景観		

## 4. 景観形成上の問題点と課題

これまで示した中城村の景観特性及び景観構造から、中城村における景観形成については、次のような問題点と課題が整理できます。

### (1) 歴史ある文化の継承

中城城跡の周辺については、村条例によりバッファゾーンに指定されていますが、開発時の届出が義務化されているのみで、開発に対する法的な拘束力を持っていません。そのため、何らかの開発圧力が生じた場合には、食い止めることができない可能性があります。

また、中城城跡以外の歴史・文化資源についても、十分な保存・活用が行われていないものが多く、各字で継承されている伝統芸能等の無形文化財を含めて、今後の保存や継承が困難なケースが目立ってきています。

- 課題①：**中城城跡とそのバッファゾーンについては、世界遺産としての価値を損なう恐れのある開発行為は厳に慎むべきであり、これらの行為を規制していく必要があります。
- 課題②：**村内に点在する様々な史跡・文化財については、本村の歴史的背景を語るうえで必要不可欠な地域資源であり、地域住民と連携しながら、良好な歴史、文化環境が創出できるように、規制・誘導を検討していく必要があります。

### (2) 自然と調和した景観の保全・活用

南北方向に村中心を縦断する斜面緑地は、本村における景観上の大きな骨格の一つですが、平坦部からこの斜面緑地を眺めた時に、墓地開発等により樹林地が切り開かれている箇所が目立ってきています。また、今後新たな開発が起きれば、斜面緑地そのものの連続性が分断される可能性が高く、建築物や工作物等の色彩や意匠によっては、斜面緑地等の自然環境と調和しないものができる可能性もあり、視覚的に自然環境のつながりを分断することが考えられます。

また、石垣とフクギという伝統的な集落形態を、かつては多くの集落で見ることができましたが、近年においてはその数は大幅に減ってきており、ひいては通りや集落全体としての緑量の低下につながっています。

- 課題③：**平坦部の背景となっている斜面緑地は、村民の生活に潤いを与えてくれる自然環境として、適切な維持・保全が必要であり、村内において東側からの眺望の背景として、開発行為等により景観が乱されることのないように配慮していく必要があります。特に、大規模な建築物及び工作物等を建設する際には、事業者との調整を行いながら、斜面緑地の緑を含めた周辺の自然環境に配慮した色彩や意匠となるように配慮していく必要があります。
- 課題④：**集落内においては、公共空間における緑化整備と連動し、民地における緑化の推進により、通りや集落全体として、背景となる斜面緑地等の自然環境と調和した集落環境の創出を図っていくことが必要です。

### (3) 生活と産業の発展

村内に広がる豊かな農地は、サトウキビ畑を中心として、村の産業基盤の根幹を成しており、中城村らしい風景を支える景観資源です。

しかし、近年においては、村の農業を取り巻く状況は厳しさを増しており、農業従事者の減少に伴う耕作放棄地の増加などが目立ってきており、農村景観の維持が困難になってきています。

一方、沿岸部においては、今後、火力発電所周辺を中心として、新たな工場の誘致等が進んでくることが考えられます。こうした工場施設等は、規模が大きく、景観面における影響も非

常に大きいため、不調和な色彩や意匠のものができてしまった場合には、村全体としてのイメージの低下につながる可能性もあります。

**課題⑤：**農村景観の保全には、産業としての農業の安定的継続が必要不可欠であり、そのためには、農業振興施策等との連携を図りながら農用地利用の促進を図っていかねなければなりません。

その上で、農地を背景とした開発については、周辺の農村環境に配慮した色彩や意匠となるように配慮していく必要があります。

**課題⑥：**工業系の用途を誘致する久場・泊地区においては、周辺環境への配慮とともに、本村における将来イメージを先導することが可能な建築物・工作物の色彩や意匠となるように配慮していく必要があります。

#### (4) 集落ごとの個性

村中心部の当間地区やその周辺地区、また国道 329 号や県道 29 号といった幹線道路沿いにおいては、商業・業務系施設の立地があり、特に南上原地区においては、今後も同様の施設の立地が進むことが考えられます。また、吉の浦公園周辺までを含めたエリアについては、公共施設やサービス施設が集積するまちの拠点として、村民の日常生活に資するサービスの向上に向けた土地利用の形成が求められています。

一方で伝統的な形態を残す集落については、道路の拡幅等による街区構成の変化や既存樹木の伐採等により、それぞれの地区の個性が失われつつある一面もあります。

**課題⑦：**字ごとの特性を活かした景観づくりを推進することによって、地域の活性化と景観形成を両立していくことが必要です。特に当間地区等の公共施設が集積する村の中心部や南上原地区等においては、経済活動の活性化という視点からの景観づくりも重要になってきます。一方、その他の集落においては、既存集落の形態を保全しながら、集落が本来もっていた歴史・文化的機能の回復を図り、伝統的な集落景観の維持に努めていくことが必要です。

その上で、周辺の農村環境に配慮した色彩や意匠となるように配慮していく必要があります。

#### (5) 地域での取り組み

村民ニーズに合った景観づくりや、それらのニーズが隔々まで行きとどいたきめ細やかな景観づくりを進めていくことを目指していく為には、村民、事業者の主体的な取り組みを促し、景観に対する意識の醸成を図っていかねなければなりません。

**課題⑧：**村民ひとりひとりが、良好な景観は村民の共有財産であり、景観づくりが地域振興や観光振興へつながるといった感覚を持つことが必要です。また、全村的な景観の課題についての認識を深め、日常の暮らしの中で見つめていく機会をつくり村民、事業者、行政の協働による取り組み体制の構築を図っていきます。





## 2. 景観形成方針

### (1) 歴史ある文化を継承する景観づくり

#### 方針①：世界遺産「中城城跡」を有する村にふさわしい歴史文化の保全・活用

世界遺産である「中城城跡」の近傍では、大規模な建築物や工作物の建設等の抑制を図り、中城城跡周辺の環境保全はもとより、中城城跡から、さらには周辺からの中城城跡への良好な眺望景観が保たれるよう配慮します。また、中城城跡に関連するグスク道などの保存・活用を図ります。

#### 方針②：村内各地の歴史・文化の固有資源の保全・育成

村内には、テラやウタキ、伊舎堂の3本ガジュマルなどをはじめとして、歴史ある伝統芸能の舞台となる場などが、いまなお人々の生活に密接に関係しながら、中城村の個性を形づくる歴史・文化資源として数多く存在しています。

これらは、住む人に郷土への愛着を育むとともに、観光産業の発展にも寄与するかけがえのない財産であるため、重要な景観資源として守り・後世へと受け継いでいくものとします。また、この中でも特に重要な景観資源の近傍では、大規模な建築物や工作物の建設等の抑制を図り、建築物の新築や改築等にあたっては、その地域ならではのたたずまいの継承を基本とします。

### (2) 自然が調和した景観を保全・活用する景観づくり

#### 方針③：中城湾に望む地形の連なりと自然や眺望の保全・活用

中城湾から内陸部へと連続的につながる、平坦部、斜面部、台地部の地形からなる自然景観は、それ自体が良好な景観資源として、村の基盤を形成しています。

このような自然景観は村内のいたるところで、豊かな自然環境の雰囲気醸し、住む人に潤いと安らぎを与え、訪れる人には驚きと感動を与える源であることから、自然景観を適切に保全し、これら自然景観と調和した一体感のある景観形成を推進することとします。特に、建築物や工作物の建設の際には、周囲の自然景観から突出した印象を与えることのないよう、周辺との調和や、眺望景観への配慮を行います。

#### 方針④：将来を見通した緑豊かな住環境・集落景観の育成

中城村の緑の集落景観は、斜面部、台地部における自然環境が、村の中心部や集落の背後景観として、また集落内の緑地景観としての役割を果たすことで、その基盤を形成しています。さらに、集落内のフクギなどを始めとした樹木は、通りに潤いを与え、中城らしい集落景観を形成しています。

このような緑豊かな景観を、将来を見通して育ていけるよう、道路に面する部分や、車庫及び駐車場の外周などにおいて、中城村内の集落に調和する樹木を用いて、緑化の促進を図っていきます。

### （３）生活と産業の発展につなげる景観づくり

#### 方針⑤：営農環境の改善による基盤強化と農地の広がりへの保全・活用

平坦部では、その農用地の広がりからサトウキビ畑を中心とした土地利用が発展し、沖縄らしい農村景観が広がっています。

この「農」を感じることでできる景観は、中城村の人々が永きにわたって築いてきた生活の風景であり、固有の風土の中で形成されてきた原風景ともいえる、大切な景観資源であることから、農業振興施策等との連携を図りながら、昔ながらの景観の良さを維持し、生活と調和した農村景観を育んでいくものとします。特に、建築物や工作物の建設等を行う際には、周辺の景観から突出した印象を与えないよう、規模や色彩の誘導を図り、周辺に広がる農地と調和のとれた景観形成を推進します。

#### 方針⑥：新たな産業施設の立地に応じた先導的将来イメージの構築

沿岸部における工業系業務地区周辺（久場・泊地区）では、発電所の立地に伴い、新たな産業施設の立地が推進される現状にあります。

そこで、今後建設されていく建築物や工作物の形態や意匠に関しては、中城村における将来イメージを先導することができるよう、適切に誘導していくものとします。

### （４）集落毎の個性を活かした景観づくり

#### 方針⑦：中心地及び主要道路沿道のイメージアップと字ごとの取り組み推進

中城村の中心地及びその周辺や、南北をつなぐ国道329号及び南上原地区を通る県道29号、32号といった幹線道路沿いの一部では、商業施設や業務系施設、屋外広告物等が立地しています。

こうした地域では、経済活動の活性化と景観形成を両立しつつ、快適、安全で魅力ある景観の創出を推進していくことが必要です。

特に、公共施設やサービス施設が集積する村の拠点として、活気ある新しい雰囲気と中城らしい受け継いできた雰囲気とのバランスを保ちながら、村の顔として風格ある景観づくりを推進します。また、その他の集落、通り沿いにおいても、歴史を感じる特徴的な街区構成や既存樹木の活用などを図り、地区特性に応じた景観形成を促進します。

### （５）地域みんなで取り組む参加型の景観づくり

#### 方針⑧：地域が協力して育てていく景観づくりの推進

景観は、自然、歴史、文化を背景に、そこに暮らす人々の営みの積み重ねにより形成されるものであり、地域住民の暮らしや意識が目に見える形となって現れたものと言えます。また、地域住民の良好な景観に対する意思や景観形成に対する努力が、村に対する誇りや愛着を育み、後世に良好な景観を残していく原動力になるものと考えられます。

村民をはじめ、事業者、行政の協働のもと、集落や村が一体となって、意識啓発を行いながら景観づくりを推進することで、新たな中城村における絆を深め、また良好な景観を形成することで、観光産業の活性化につなげていくなど、取組みを適切に地域活性化へと活かしていきます。

### 3. 要素ごとの景観形成方針

基本理念・方針に基づき、景観形成方針を、土地利用等の面的要素、道路・河川等の線的要素、史跡・公園等の点的要素として位置付けます。

#### ①土地利用（面的要素）

<b>i. 歴史景観域</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●世界遺産中城城跡と関連史跡、周辺環境の保全                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・中城の「宝」である中城城跡とその周辺環境を含めて、保全に努める。</li> </ul> </li> <li>●中城城跡からの眺望の保全                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・中城城跡からの村全体への眺望と、周辺からの中城城跡への眺望の保全に努める。</li> </ul> </li> <li>●歴史的まちなみの残る集落形態の保全                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・新垣地区などの歴史を感じる景観を有する集落形態を保存し、地区内の建築物等と一体となって、景観形成を図る。</li> </ul> </li> <li>●歴史学習や観光への活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・中城城跡の魅力を再認識することのできる歴史学習や観光プログラムとして活用する。</li> </ul> </li> </ul>
<b>ii. 自然景観域</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●中城の集落の背景となる緑地の保全・活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・中城の集落の背景となる斜面部の緑地と稜線を積極的に保全する。</li> </ul> </li> <li>●墓地の適正な誘導                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面部における墓地の立地を適正に誘導していく。</li> </ul> </li> <li>●連続する地形の中での眺望の保全・活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望を楽しめる場として整備し、案内板等の設置により保全・活用に対する意識啓発を図る。</li> </ul> </li> </ul>
<b>iii. 農村景観域</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●サトウキビ畑の広がる農村景観の保全                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・まとまりのある農地の維持・継承により景観の保全を図る。</li> </ul> </li> <li>●農業振興への展開                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業従事者の支援、育成など、営みのある農村景観の維持のための農業振興施策の展開を検討する。</li> </ul> </li> <li>●耕作放棄地の解消・有効活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関や地域住民等との連携、協力のもと、耕作放棄地の活用の取組みを推進する。</li> </ul> </li> </ul>
<b>iv. 市街地・レクリエーション景観域</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●活気と風格ある市街地景観の形成                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・区画整理事業による市街化が進む南上原地区においては、今後も新たな住宅や店舗・業務施設等の建設が予想されることから、中城の新しい景観として、村全体の今後の景観を先導するよう、周辺の自然や風土に配慮した景観形成を図る。</li> </ul> </li> <li>●工業系業務地内における適切な景観誘導、調和                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場地内やその周辺では、住宅や農地など周辺地域との調和に配慮したデザインや色彩を採用し、落ち着いた色彩のフェンスや植栽等により、敷地境界部での景観形成を推進する。</li> </ul> </li> <li>●建築物等の色彩やデザインの向上                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境との調和に配慮した色彩やデザインを奨励し、大規模建築物は、壁面、屋根等のデザインの誘導を図る。</li> <li>・駐車場周囲や屋上、壁面緑化等、敷地内緑化を推進する。</li> </ul> </li> </ul>



城跡からの眺望

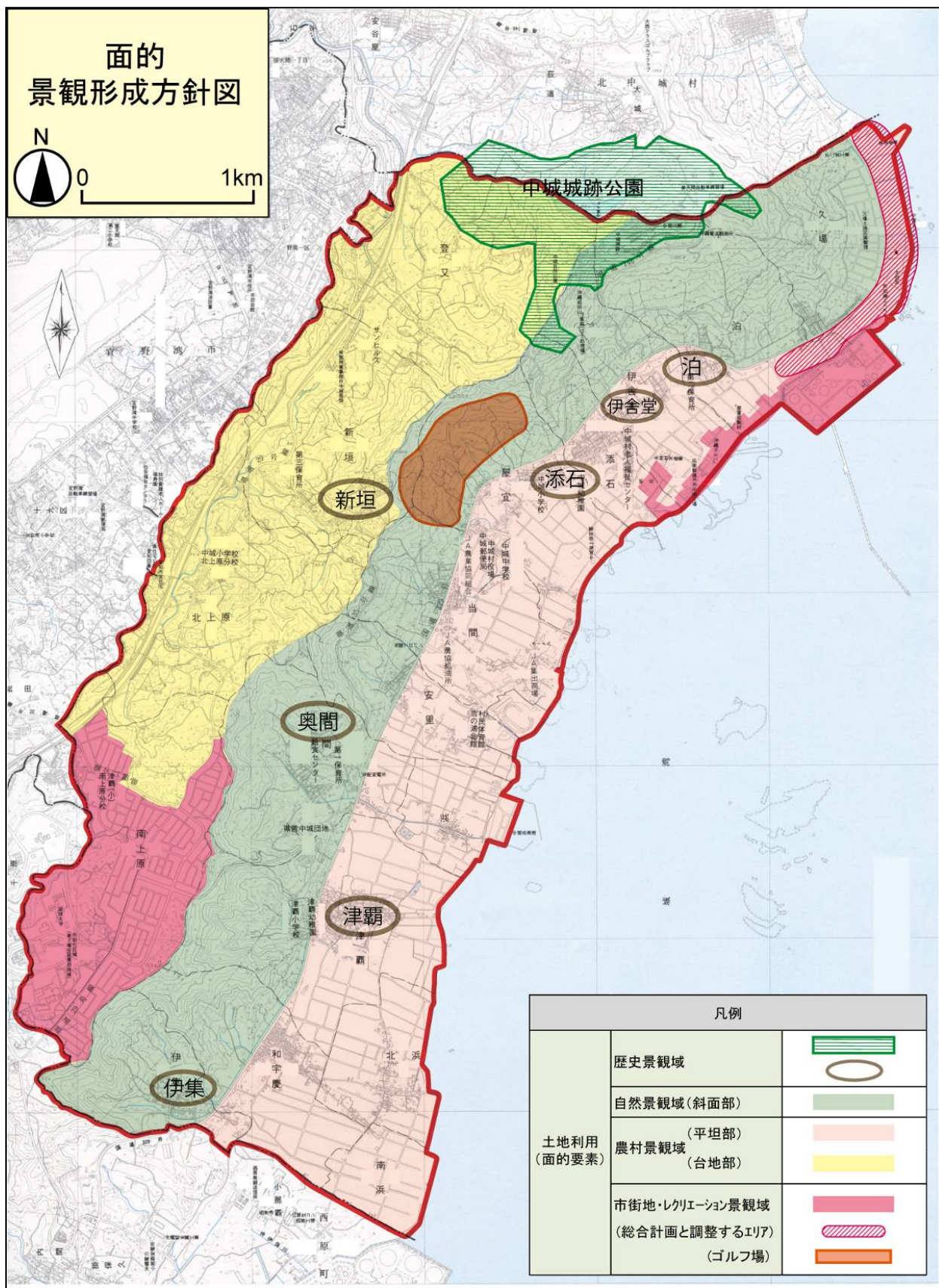


さとうきび畑と集落



吉の浦火力発電所







②軸（線的要素）

i. 自然的景観軸
<p>●水と緑の景観軸づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸沿いや普天間川沿いを活用した集いの場や、快適に散策できる遊歩道としての環境保全に努める。</li> <li>・周辺住民や事業所などの理解、協力により、環境美化活動の推進を図る。</li> <li>・緑化の促進により、河川・海岸線沿いの水と緑の空間に調和した景観を形成する。</li> <li>・ウォーキングなどのイベントへの活用や、海岸線を介して隣接する北中城村、西原町との連携を図る。</li> </ul>
ii. 歴史と文化の景観軸
<p>●ハンタ道沿いの沿道景観の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンタ道沿いの歴史・文化系景観資源の保全・活用を推進する。</li> <li>・かつての通りのイメージを踏襲するなど、沿道建築や工作物に対する景観形成についてのルールづくりを行う。</li> </ul> <p>●歴史・文化を感じる景観資源のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板やまち並みの演出、ルートづくりなどの演出により、人々が回遊する軸の位置付け、整備を図る。</li> </ul> <p>●歴史ツーリズムへの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・文化系景観資源の情報発信を充実し、周辺住民や事業者の認知を高め、ツーリズムへと活用する。</li> </ul>
iii. 都市的景観軸
<p>●主要道路沿いにおけるイメージアップの景観誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との協議、周辺居住者や事業者の協力のもと、街路樹の改良や、民有地における緑化を推進する。</li> <li>・周辺環境に配慮した屋外広告物の意匠や色彩への誘導を図る。</li> </ul> <p>●歩行者空間の安全性と快適性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩いて楽しい歩行者空間づくりとなるよう、道路整備や沿道景観の向上を図る。</li> </ul> <p>●沿道の眺望点となる視点場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地や道路沿線の公園や緑地の整備などにより見晴らしを味わう眺望点を確保する。</li> </ul>



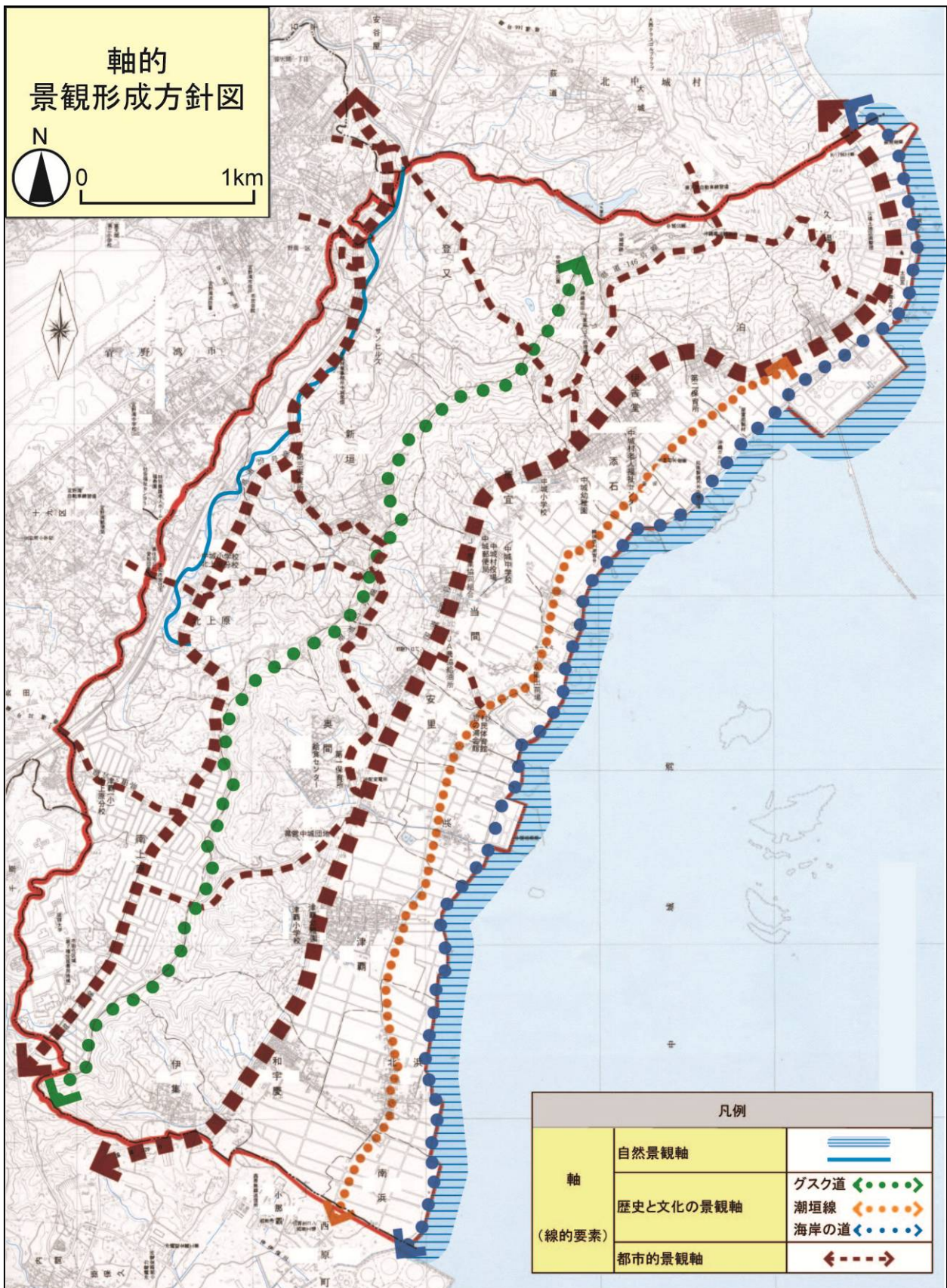
海岸沿いの自然環境



ハンタ道からの眺望



国道329号沿いの屋外広告物





③拠点（点的要素）

i. 景観上重要な交差点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 村の玄関口にふさわしい景観整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村の玄関口にあたる拠点として、建築物や工作物の意匠や壁面の色彩、さらに屋外広告物等についてのルールづくりを行う。</li> </ul> </li> <li>● 沿道の土地利用に対する誘導                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の立地にあたっては、周辺景観と調和した壁面の色彩や形態等に関するルールづくりを行う。</li> </ul> </li> </ul>
ii. 自然的景観拠点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 吉の浦公園及び周辺の公園・緑地の活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地や道路沿線の公園や緑地の整備などにより山並みや見晴らしを味わう眺望点を確保する。</li> </ul> </li> <li>● 眺望景観の保全・活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川・道路の結節点、ゴルフ場周辺など、見晴らしの良い地点を景観拠点として位置づけを明確にする。</li> <li>・ 眺望を楽しめる場として整備し、案内板やサイン等の設置により保全に対する意識啓発を図る。</li> </ul> </li> <li>● イベントや環境学習などへの活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の拠点となる場として情報発信を図り、イベントの開催など、村民が集う場づくり、自然環境などを学ぶ場として活用する。</li> </ul> </li> </ul>
iii. 歴史と文化の景観拠点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中城の歴史・文化を感じられる景観資源の保全・活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史・文化資源の保全に努め、その情報発信などにより活用を図る。</li> </ul> </li> <li>● 「村民遺産」としての景観まちづくりの推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村内の歴史・文化資源を「村民遺産」として位置付け、周辺の建築物や工作物に関しても景観配慮を行うことにより良好な景観まちづくりを推進する。</li> </ul> </li> </ul>
iv. 眺望景観拠点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ダイナミックな眺望を感じられる視点場の保全                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中城城跡からの眺望や、平坦部から城跡への眺望、アガイティータ橋からの眺望など、主要な視点場の保全や整備を図る。</li> </ul> </li> </ul>



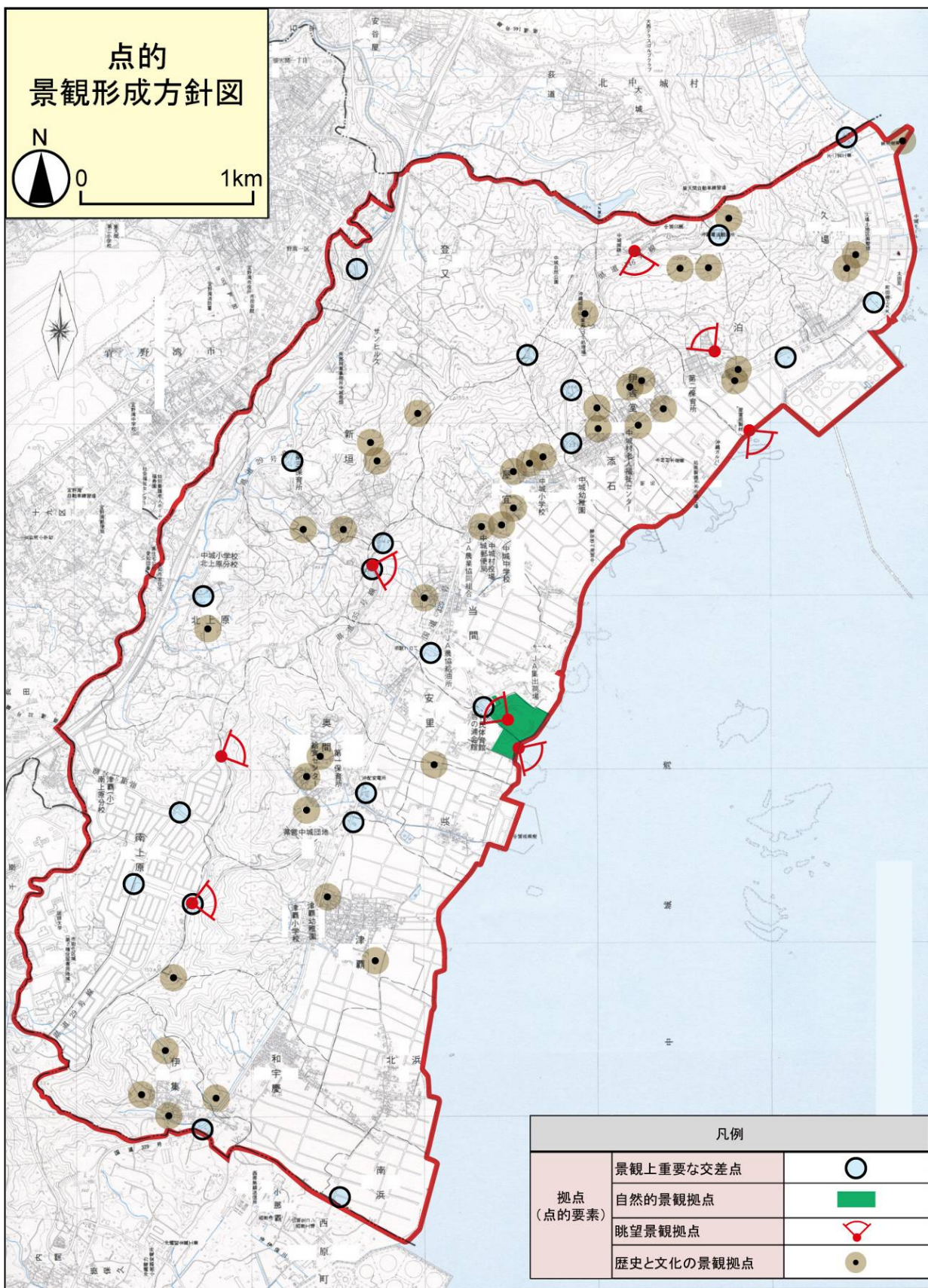
西原町から村への入口部



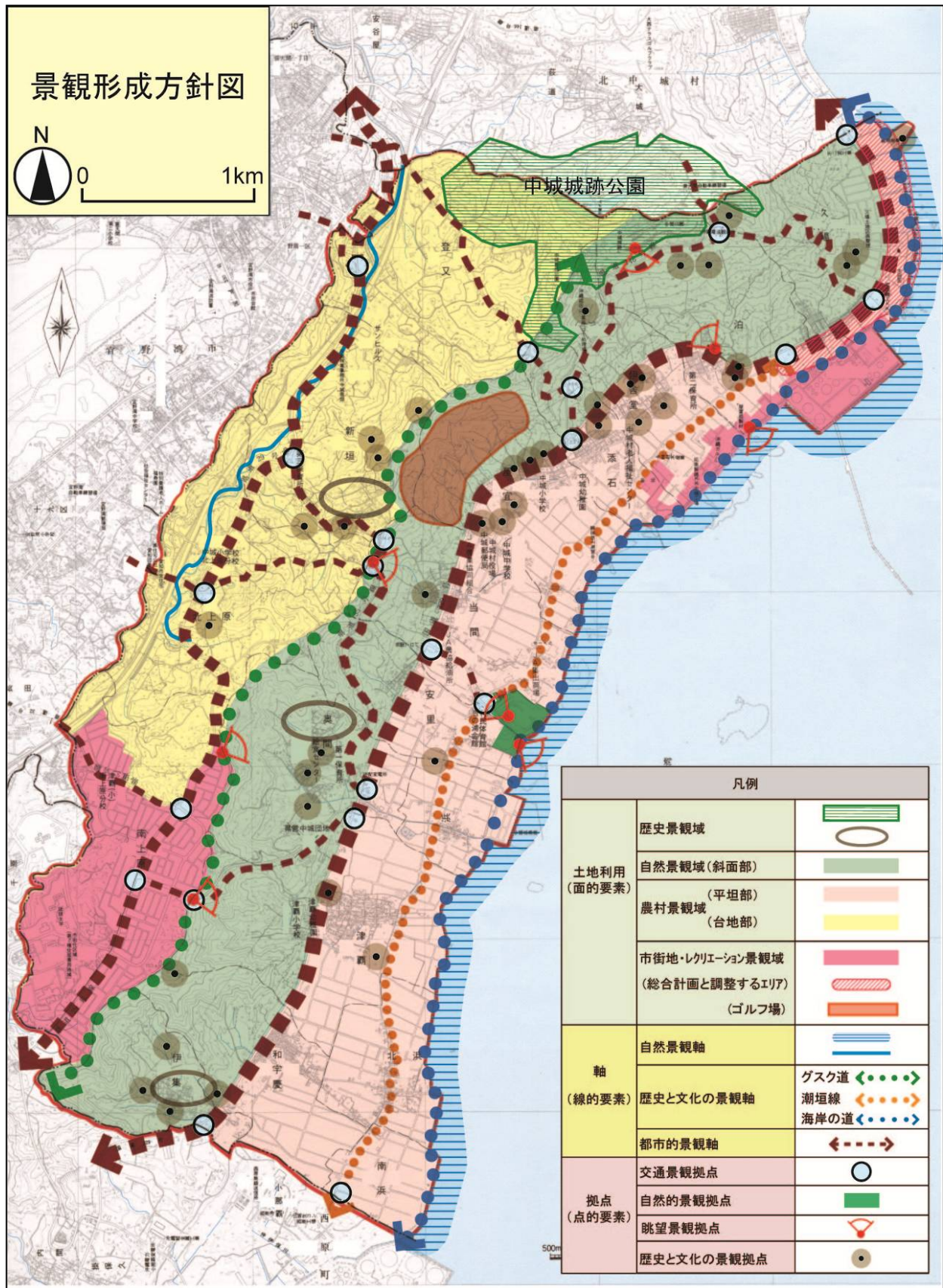
歴史・文化資源の保全



アガイティータ橋からの眺望







## 第4章 景観計画区域の設定

### 1. 景観計画区域の考え方

本村では、村全域にわたって数多くの景観資源が分布しており、それら景観資源の一つ一つが地域の個性を感じさせる大切な景観です。

これまでも、「“美ら島沖縄”風景づくりのためのガイドライン」や「中城村自然環境の確保に関する条例」などをはじめとする施策により、良好な景観の形成が進められてきましたが、より良い景観へと育てていくためには、村全域にわたって対策を講じる必要があります。

また、本村の特徴的な地形が創り出す豊かな眺望景観を保全していくためにも、特定の範囲だけの景観形成だけでなく、より広域的な景観施策が必要となってきます。

そこで、本計画では、村全体を景観計画区域として設定し、必要最小限の緩やかなルールの設定と、広域的な観点からの景観誘導を図るものとしします。

### 2. 景観形成重点地区の設定について

村全域を対象とした景観計画区域の設定に基づき、必要最小限のルールを定めていく中で、中城村の景観特性を特に色濃く表している代表的な地区(以下「景観形成重点地区」と称する。)を定め、さらにきめ細かなルールを設定し、該当する地区の特性に応じた、より積極的な景観の保全・誘導を図っていきます。

これらの景観形成重点地区は、中城村の景観形成を進めていく上での先導的エリアとし、村民の景観形成に対する意識の醸成を図りながら、必要に応じて景観形成重点地区を追加指定していくなどの展開を図っていくこととしします。

### 3. その他の施策による景観の保全

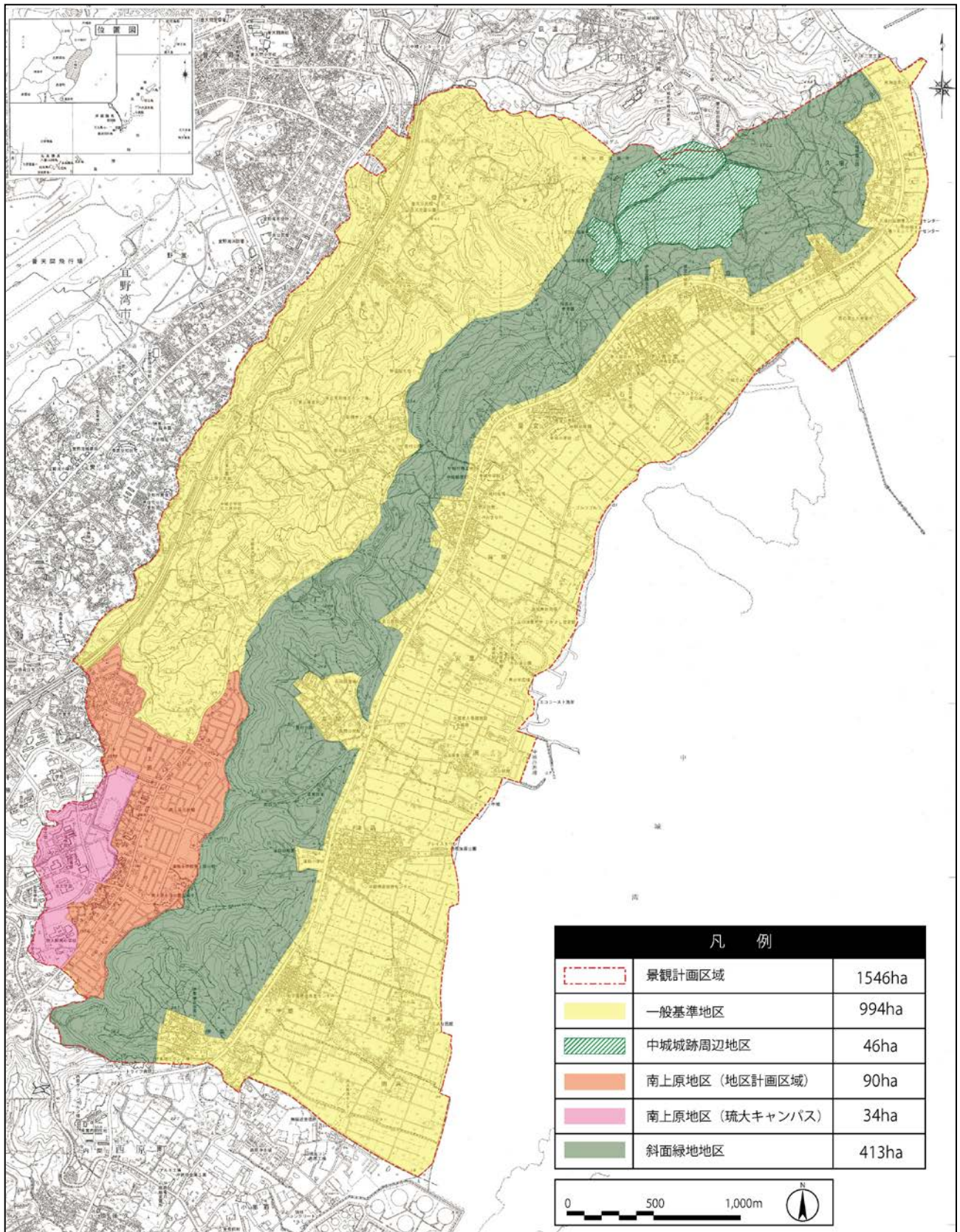
本村においては、南上原地区における地区計画や中城城跡のバッファゾーンにおける条例などが定められており、景観形成基準については、こうした既存のルールとの整合を図りながら検討を進める必要があります。

南上原土地区画整理地区の地区計画では、建築物のセットバックや塀、柵の高さや色彩等についてのルールが既に運用されています。

景観計画における景観形成基準では、これらの既存のルールに上乗せする形で、色の詳細な定量基準や緑化の基準等を定めていきます。



■景観計画区域及び一般基準地区、景観形成重点地区区分図



## 第5章 行為の制限に関する事項

### 1. 景観形成重点地区の行為の制限に関する事項

#### (1) 基本的な考え方

景観法では、良好な景観の形成に関する方針の実現のために、景観計画に「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」（以下、「行為の制限に関する事項」という。）を定め、これに基づき良好な景観形成の推進を図ることとしています。本村においても、届出対象行為及び景観形成基準を設け、該当する行為を行う場合には、景観形成方針に十分に配慮することとします。

#### (2) 届出対象行為（景観法第16条第1項関係）

中城村固有の魅力ある景観を形成するため、以下の景観形成重点地区において、景観に大きな影響を与える建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には、事前に届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限（景観形成基準）に合致したものとすることが求められます。以下の表に該当する行為を行う場合は、届出の対象となります。

##### 1) 中城城跡周辺地区における届出対象行為

対象となる行為	対象規模
建築物の建設等*	すべての建築行為
工作物の建設等*	すべての建設行為
開発行為、土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	すべての行為
木竹の植栽、伐採	すべての行為
屋外における物件の堆積	堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 m <sup>2</sup> 以上、又は堆積の高さ 4mを超えるもの
特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更



2) 南上原地区における届出対象行為

対象となる行為	対象規模
建築物の建設等*	すべての建築行為
工作物の建設等*	すべての建設行為
開発行為、土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	すべての行為
屋外における物件の堆積	堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 m <sup>2</sup> 以上、又は堆積の高さ 4mを超えるもの
特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

3) 斜面緑地地区における届出対象行為

対象となる行為	対象規模	
建築物の建設等*	高さが 10mを超える建築物、若しくは延べ面積が 500 m <sup>2</sup> を超える建築物	
工作物の建設等*	塔状工作物類・遊戯施設類	高さ 10mを超えるもの(ただし電柱を除く)
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等	高さ 10mを超えるもの、又は築造面積 500 m <sup>2</sup> 以上
	垣、柵、塀類	高さ 2mを超えるもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長 20mを超えるもの
	墓園類	墓園類で、築造面積 300 m <sup>2</sup> 以上のもの
	太陽光発電設備など	パネル面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以上のもの
開発行為、土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	面積 500 m <sup>2</sup> 以上、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが 2m以上のもの	
木竹の植栽、伐採	植栽、伐採面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	
屋外における物件の堆積	堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 m <sup>2</sup> 以上、又は堆積の高さ 4mを超えるもの	
水面の埋立て	規模に関わらず全ての埋立て	
特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更	

※新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

### (3) 届出の対象外となる行為（景観法第16条第7項関係）

次に掲げる行為に該当する場合、届出は必要ありません。

※（ ）内の「法」は景観法を、「令」は景観法施行令を表す。

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（法第16条第7項第1号）
  - ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等（令第8条第1号）
  - ・ 仮設の工作物の建設等（令第8条第2号）
  - ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（令第8条第4号イ）
  - ・ 農業、林業、又は漁業を営むために行う行為で、幅員が2メートル以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置（令第8条第4号ハ（3））
  
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
- 景観重要公共施設の整備として行う行為（法第16条第7項第4号）
- 沖縄県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置（令第10条第4号）

その他、以下のような例についても届出の対象外とする場合がある。

- 農業、又は漁業を営むために行う行為で、既存の水路、道路、溜池等の補修又は改良（大規模な形質変更を伴わないものに限る。）に該当するもの。
- 定型的・定例的に行われる行為で、既になされた届出（又は通知）において、景観形成基準に適合しかつ良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと判断されたもの。
  - ・ 定型的に行われる行為とは、複数の工区において、ほぼ同一の建築物や工作物を建設する場合（例：栽培施設、排水施設など）。
  - ・ 定例的に行う行為とは、同一の敷地内や区域内において、一定の時期にほぼ同一の行為を繰り返し行う場合（例：祭りや観光イベント、生業のための建築物や工作物を決まった時期に建設するなど）。
  - ・ 電気供給又は有線電気通信のための架空電線路用並びに保安設備用のもの。

これらは、最初に全体計画を届出（又は通知）し、適合判断されたものは、それ以降の届出（又は通知）を要しないものとします。それ以外は、工区ごと、もしくは年次ごとに届出（又は通知）を行うものとします。

(4) 行為の制限 (景観形成基準)

届出対象行為に対する行為の制限 (景観形成基準) は、以下に示すとおりです。

1) 中城城跡周辺地区における行為の制限 (景観形成基準)

行為	行為の制限 (景観形成基準)
建築物・工作物	<p><b>配置・高さ</b></p> <p>■ 中城城跡周辺の環境と調和する建築物や建築設備の高さ・配置となるように努め、その高さは <u>屋上部に設ける建築設備を含めて、7m以下かつ2階以下</u>とする。</p>
	<p><b>意匠・素材</b></p> <p>■ 中城城跡周辺の歴史環境や背景となる豊かな自然環境に配慮し、外壁に木質や石質を基本とした自然素材を使用するなど、周辺の景観に調和するよう努める。</p> <p>■ 大規模な壁面を避け、背景となる斜面緑地の輪郭線(スカイライン)をはじめとした周辺の自然環境に与える影響を軽減する。</p> <p>■ ブロック造とする際は、むき出しとせずモルタル、あるいは塗装などにより景観上の配慮を行うものとする。</p>
	<p><b>色彩</b></p> <p>■ 外壁の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、<u>すべての色相で明度4以上6以下、彩度2以下</u>とする。</p> <p>■ 屋根の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、<u>すべての色相で明度4以上7以下、彩度4以上8以下</u>とする。</p>
	<p><b>敷地・外構</b></p> <p>■ 道路境界部では、生垣や芝等による緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史文化や自然との調和に努める。</p> <p>■ 柵等を設置する際は、幹線道路境界線から1m以上後退させ、解放された公共性のある空間づくりに努める。</p> <p>■ ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装や壁面緑化等による修景に努める。</p>
	<p><b>緑化</b></p> <p>■ 植栽は可能な限り、道路等の公共空間に面する部分に配置するものとする。</p> <p>■ 敷地の道路に面する部分の「間口緑視率」は、10%以上とする。</p>
	<p><b>設備</b></p> <p>■ エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、また事業の用に供するごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。</p>
	<p><b>開発行為、土地の開墾及びその他の土地の形状の変更</b></p> <p>■ 擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。</p> <p>■ 開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。</p> <p>■ 開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。</p>
<p><b>屋外における物件の堆積</b></p> <p>■ 堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。</p>	
<p><b>特定照明</b></p> <p>■ 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける</p>	



2) 南上原地区における行為の制限（景観形成基準）

行為	行為の制限（景観形成基準）
建築物・工作物	<p><b>配置・高さ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■南上原地区計画の内容に準ずる。</li> </ul>
	<p><b>意匠・素材</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■大規模な壁面を避け、背景となる斜面緑地の輪郭線(スカイライン)をはじめとした周辺の自然環境に与える影響を軽減する。</li> <li>■ブロック造とする際は、むき出しとせずモルタル、あるいは塗装などにより景観上の配慮を行うものとする。</li> </ul>
	<p><b>色彩</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■外壁の基調色はマンセル表色系において、<u>すべての色相で明度8以上、彩度2以下</u>とする。</li> <li>■屋根の基調色はマンセル表色系において、<u>すべての色相で明度4以上7以下、彩度4以上8以下</u>とする。</li> </ul>
	<p><b>敷地・外構</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■南上原地区計画の内容に準ずる。</li> </ul>
	<p><b>緑化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地内はできるだけを緑化に努め、緑や花の潤いの感じられるよう心がける。</li> <li>■植栽は可能な限り、道路等の公共空間に面する部分に配置するものとする。</li> <li>■敷地の道路に面する部分の「間口緑視率」は、10%以上とする。</li> </ul>
	<p><b>設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、また事業の用に供するごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。</li> </ul>
	<p><b>開発行為、土地の開墾及びその他の土地の形状の変更</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。</li> <li>■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。</li> <li>■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。</li> </ul>	
<p><b>屋外における物件の堆積</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。</li> </ul>	
<p><b>特定照明</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける</li> </ul>	

3) 斜面緑地地区における行為の制限（景観形成基準）

行為		行為の制限（景観形成基準）
建築物・工作物	配置・高さ	<p>■海側からの眺望に配慮し、建築物や建築設備については、斜面緑地の緑と調和する高さ・配置となるように努める。その高さは屋上部に設ける建築設備を含めて、12m以下かつ3階以下とする。</p> <p>※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院老人ホームなどの医療関係施設等）や、その他村長が認める理由があると認められる場合で、高さ制限を緩和しても当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周辺の自然や斜面緑地を背景とした景観に調和するように工夫された場合はその限りではない。</p>
	意匠・素材	<p>■歴史環境や背景となる豊かな自然環境に配慮し、外壁に木質や石質を基本とした自然素材を使用するなど、周辺の景観に調和するよう努める。</p>
		<p>■大規模な壁面を避け、背景となる斜面緑地の輪郭線（スカイライン）をはじめとした周辺の自然環境に与える影響を軽減する。</p>
		<p>■ブロック造とする際は、むき出しとせずモルタル、あるいは塗装などにより景観上の配慮を行うものとする。</p>
	色彩	<p>■外壁の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、すべての色相で明度4以上6以下、彩度2以下とする。</p>
		<p>■屋根の基調色はマンセルカラーパレットにおいて、すべての色相で明度4以上7以下、彩度4以上8以下とする。</p>
	敷地・外構	<p>■道路境界部では、生垣や芝等による緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史文化や自然との調和に努める。</p>
<p>■柵等を設置する際は、幹線道路境界線から1m以上後退させ、解放された公共性のある空間づくりに努める。</p>		
<p>■ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装や壁面緑化等による修景に努める。</p>		
緑化	<p>■敷地内はできるだけを緑化に努め、緑や花の潤いが感じられるよう心がける。</p>	
	<p>■樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行い、既存樹として樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすようにする。</p>	
設備	<p>■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、また事業の用に供するごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。</p>	
<b>開発行為、土地の開墾及びその他の土地の形状の変更</b>		
		<p>■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。</p>
		<p>■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。</p>
		<p>■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。</p>
<b>屋外における物件の堆積</b>		
		<p>■堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。</p>
<b>特定照明</b>		
		<p>■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。</p>

## 2. 一般基準地区の行為の制限に関する事項

### (1) 届出対象行為（景観法第16条第1項関係）

中城村固有の魅力ある景観を形成するため、村全域において、景観に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には、事前に届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限（景観形成基準）に合致したものとすることが求められます。以下の表に該当する行為を行う場合は、届出の対象となります。

#### 村全域【一般基準】における届出対象行為

対象となる行為		対象規模
建築物の建設等*		高さが10mを超える建築物、若しくは延べ面積が500㎡を超える建築物
工作物の建設等*	塔状工作物類・遊戯施設類	高さ10mを超えるもの(ただし電柱を除く)
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等	高さ10mを超えるもの、又は築造面積500㎡以上
	垣、柵、塀類	高さ2mを超えるもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長20mを超えるもの
	墓園類	墓園類で、築造面積300㎡以上のもの
	太陽光発電設備など	パネル面積の合計が200㎡以上のもの
開発行為、土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		面積500㎡以上、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが2m以上のもの
木竹の植栽、伐採		植栽、伐採面積が500㎡以上のもの
屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模500㎡以上、又は堆積の高さ4mを超えるもの
水面の埋立て		規模に関わらず全ての埋立て
特定照明		届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更



## (2) 届出の対象外となる行為（景観法第16条第7項関係）

次に掲げる行為に該当する場合、届出は必要ありません。

※（ ）内の「法」は景観法を、「令」は景観法施行令を表す。

□通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（法第16条第7項第1号）

- ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等（令第8条第1号）
- ・仮設の工作物の建設等（令第8条第2号）
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（令第8条第4号イ）
- ・農業、林業、又は漁業を営むために行う行為で、幅員が2メートル以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置（令第8条第4号ハ(3)）

□非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）

□景観重要公共施設の整備として行う行為（法第16条第7項第4号）

□沖縄県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置（令第10条第4号）

その他、以下のような例についても届出の対象外とする場合がある。

- 農業、又は漁業を営むために行う行為で、既存の水路、道路、溜池等の補修又は改良（大規模な形質変更を伴わないものに限る。）に該当するもの。
- 定型的・定例的に行われる行為で、既になされた届出（又は通知）において、景観形成基準に適合しかつ良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと判断されたもの。
  - ・定型的に行われる行為とは、複数の工区において、ほぼ同一の建築物や工作物を建設する場合（例：栽培施設、排水施設など）。
  - ・定例的に行う行為とは、同一の敷地内や区域内において、一定の時期にほぼ同一の行為を繰り返し行う場合（例：祭りや観光イベント、生業のための建築物や工作物を決まった時期に建設するなど）。
- ・電気供給又は有線電気通信のための架空電線路用並びに保安設備用のもの。

これらは、最初に全体計画を届出（又は通知）し、適合判断されたものは、それ以降の届出（又は通知）を要しないものとします。それ以外は、工区ごと、もしくは年次ごとに届出（又は通知）を行うものとします。

(3) 行為の制限（景観形成基準）

届出対象行為に対する行為の制限（景観形成基準）は、以下に示すとおりです。

行為		行為の制限（景観形成基準）
建築物・工作物	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 斜面緑地を背景とした海側からの眺望や、台地から中城湾を背景として見下ろす眺望に配慮した建築物や建築設備の高さ・配置となるように努め、その高さは <u>屋上部に設ける建築設備を含めて、12m以下かつ3階以下</u>とする。</li> <li>※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院老人ホームなどの医療関係施設等）や、その他村長が認める理由があると認められる場合で、高さ制限を緩和しても当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周辺の自然や斜面緑地を背景とした景観に調和するように工夫された場合はその限りではない。</li> </ul>
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大規模な壁面を避け、背景となる斜面緑地の輪郭線（スカイライン）をはじめとした周辺の自然環境に与える影響を軽減する。</li> <li>■ ブロック造とする際は、むき出しとせずモルタル、あるいは塗装などにより景観上の配慮を行うものとする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外壁の基調色はマンセル表色系において、<u>すべての色相で明度8以上、彩度2以下</u>とする。</li> <li>■ 屋根の基調色はマンセル表色系において、<u>すべての色相で明度4以上7以下、彩度4以上8以下</u>とする。</li> </ul>
	敷地・外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路境界部では、生垣や芝等による緑化や琉球石灰岩の石積みなど、歴史文化や自然との調和に努める。</li> <li>■ 柵等を設置する際は、幹線道路境界線から1m以上後退させ、解放された公共性のある空間づくりに努める。</li> <li>■ ブロック塀やコンクリート塀、金網など、自然素材でない無機質な材料を使用する場合は、塗装や壁面緑化等による修景に努める。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 敷地内はできるだけを緑化に努め、緑や花の潤いが感じられるよう心がける。</li> <li>■ 樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行い、既存樹として樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすようにする。</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、また事業の用に供するごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。</li> </ul>
<b>開発行為、土地の開墾及びその他の土地の形状の変更</b>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。</li> <li>■ 開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。</li> <li>■ 開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。</li> </ul>
<b>屋外における物件の堆積</b>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。</li> </ul>
<b>特定照明</b>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける</li> </ul>

## 第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項

### 1. 景観重要建造物

#### (1) 景観重要建造物の指定に関する基本的な考え方

中城村内には中城城跡だけではなく、新垣グスクやペリーの旗立岩など、歴史・文化的な価値を有する建築物や工作物が多数所在し、それらの多くは地域の景観形成の重要な核となっています。

そこで、貴重な景観資源を後世に引き継いでいくために、地域住民の共通認識が得られる建造物を景観重要建造物として指定し、地域や所有者と協働して積極的な保全を行うこととします。

#### (2) 景観重要建造物とは

建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の景観特性を踏まえた上で、所有者の意見を尊重し、景観上重要な建築物及び工作物を村長が指定するものです。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更は村長の許可が必要となります。

また、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

#### (3) 指定の方針

下記の①～③の全てに該当するものを景観重要建造物として指定します。

①地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもののうち下記のいずれかに該当する建造物

- ・地域の自然、歴史、文化の特性を表わしている建造物
- ・地域のシンボルとなっている建造物
- ・地域の伝統的な様式を継承している建造物
- ・平和を祈念する心をあらわしているもの
- ・村民に親しまれ、愛されている建造物

②道路その他公共の空間から、誰もが容易にみることができる建造物

③維持管理を行う個人又は団体がある建造物

#### 【対象とはならない重要建造物】

国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定されているものについては対象となりません。



## 2. 景観重要樹木

### (1) 景観重要樹木の指定に関する基本的な考え方

村民に親しまれている大樹等、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要樹木として指定します。地域住民等の発意によって、シンボルとなる樹木や、良好な景観の形成に寄与する樹木等、指定することが望ましい樹木を抽出し、所有者の合意の上で指定に努めていきます。

### (2) 景観重要樹木とは

地域の景観上重要な樹木を所有者の意向を尊重し、村長が指定します。

景観重要樹木に指定されると、樹木の伐採、移植は村長の許可が必要となります。また、村長は管理の基準を定めて、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。

### (3) 指定の方針

下記の①～③の全てに該当するものを景観重要建造物として指定します。

①地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容（樹のすがた）が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもののうち下記のいずれかに該当する樹木または樹木群

- ・地域の自然、歴史、文化の特性を表わしているもの
- ・地域のシンボルとなっているもの
- ・樹齢、樹容等からみて景観上優れているもの
- ・村民に親しまれ、愛されているもの

②道路その他公共の空間から、誰もが容易にみることができる樹木または樹木群

③維持管理を行う個人又は団体がある樹木または樹木群

#### 【対象とはならない重要樹木】

特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定または仮指定されているものについては対象となりません。

## 第7章 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

### 1. 村内における屋外広告物の掲出状況

#### (1) 交差点部における野立広告物の掲出

南上原地区については、県条例により、第1種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域については禁止区域となっています。

それ以外の第2種住居地域（地区内幹線道路沿線）については、掲出が可能な状況にあり、交差点部においては貸出の野立広告物がみられるようになってきました。また国道329号の交差点部にも、同様の野立広告物がみられます。

#### (2) 国道329号沿いの野立広告物

国道329号沿線では、複数の野立広告物が見られます。現況の県条例においては、国道329号は禁止区域に指定されていないため、原則的には掲出が可能な状況となっているため、今後も野立広告物の設置が予想されます。

#### (3) 自家用広告物

自家用広告物については、適用除外となりますが、過度な色彩のものや過剰な数量のぼり旗（簡易広告物）の掲出といった状況については、今後、規制誘導に向けた検討が必要であると考えられます。



交差点部に掲出された広告物



国道329号の沿道



南上原の自家用広告物

### 2. 基本的な考え方

景観への影響が大きい屋外広告物については、本村の景観特性と課題に合わせたきめ細やかな誘導が必要です。現在の屋外広告物の表示及び掲出に関する規制・誘導に関しては、「沖縄県屋外広告物条例」に基づき規制誘導を行っています。

将来的には、本村が独自で屋外広告物のルールを定め、規制・誘導を行っていくことが望ましいですが、それまでの間は、屋外広告物誘導基準を示し、事業者の理解と協力を促していくことが必要です。

また、来訪者の目に触れることの多い中城城跡周辺地区においては、景観特性に配慮した色彩、規模及び数量等に対する配慮を行っていくことが必要です。現在、城跡へのアプローチとなっている県道146号線については、県条例の中で禁止区域に指定されており、今後はこうした禁止地域の指定や屋外広告物の色彩・意匠についてのきめ細やかなルールづくりを検討していきます。

## 第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

### 1. 基本的な考え方

村内における道路や都市公園、また海岸といった公共施設は、村民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに、景観に対して大きな影響を与えることが想定されます。

良好な景観づくりを進めるにあたっては、行政が先導的役割を果たすことが必要であり、景観形成上、特に重要な公共施設を、関係行政機関・管理者との協議の上、景観重要公共施設に指定し、景観整備を推進します。これらの公共施設の質を向上・改善することによって、積極的な景観づくりを目指し先導していきます。

### 2. 景観重要公共施設とは

景観重要公共施設の対象は以下のとおりです。

- |                                      |           |               |
|--------------------------------------|-----------|---------------|
| ①道路法による道路                            | ②河川法による河川 | ③都市公園法による都市公園 |
| ④海岸保全区域等（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等）に係る海岸 |           |               |
| ⑤港湾法による港湾                            |           | ⑥漁港漁場整備法による漁港 |
| ⑦自然公園法による公園事業に係る施設                   |           |               |
| ⑧津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設            |           |               |
| ⑨その他政令で定める公共施設                       |           |               |

のうち良好な景観形成のために必要なものを指定することができます。

### 3. 景観重要公共施設の指定候補

#### (1) 国道329号

本村における交通の骨格となる路線であり、街路樹の樹種や付帯設備の色、デザインなどを含めて、管理者である国に対して、その方針と基準に基づき協議を行えるようにしておく必要があります。

例えば、街路樹について今後新植する際には、国道から海側は防潮性が高い「フクギ」を、国道から斜面緑地側では、村木である「クロキ」へと積極的な植え替え等を検討していきます。



国道329号

#### (2) 海岸部分

本村における自然環境の軸となる資源であり、また現在は防災面からの整備の在り方も併せて検討する必要性が生じてきました。そのため、防風・防潮林の樹種については、防災という観点から「フクギ」を推奨し、整備時における植え替え等について、管理者である沖縄県に対して、その方針と基準に基づき協議を図っていきます。



エココースト



## 第9章 景観まちづくりの方策

### 1. 協働で進める景観づくり

本計画で掲げた景観形成の基本理念、基本方針、景観施策を推進していくためには、行政をはじめ、村民、事業者、団体など、多くの方々の理解と協力がなければ実現は困難です。

一人ひとりが、本村の財産である景観の価値を認識し、それぞれがお互いの役割を認め合い、相互に意見交換しながら、連携と協働により、できるところから着実に進めていくことが重要です。

#### (1) 村民の役割

- ・景観づくりの主体であることの認識の輪を広め、景観づくりに関する理解を深めるとともに、積極的に景観づくりに努めます。
- ・行政が実施する景観づくりに関する施策に、村民として目を光らせるとともに、まちづくりの一環として参加・協力します。

#### (2) 事業者の役割

- ・事業者が管理する建築物等や事業活動が、景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動の実施にあたっては、積極的に景観づくりに貢献するよう努めます。
- ・行政が実施する景観づくりに関する施策に、参加・協力します。

#### (3) 行政の役割

- ・景観づくりに関する総合的な施策を策定し、これを実施します。策定、実施にあたっては、村民・事業者等の意見が十分に反映されるよう努めます。
- ・公共施設の整備等を行う際は、景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・景観づくりに関する調査、研究等を行い、情報提供に努めます。
- ・景観づくりに関する村民・事業者等の意識の啓発に努めます。

#### (4) 団体（景観づくりに関する活動を行うNPO法人、地域団体など）の役割

- ・それぞれの活動の中で、積極的な景観づくりを実施します。
- ・行政が実施する景観づくりに関する施策に、参加・協力し、行政や事業者に対して提案をします。
- ・まちづくりに関わるNPO団体などは、それぞれが持つ知識や経験を活かし、コーディネーター等の立場から、村民・事業者・行政が行う景観づくりの取り組みを支援します。

### 2. 景観計画の運用

#### (1) 景観計画の充実

本計画は、一度策定して終わりというものではなく、計画に沿って様々な施策や仕組みが発効することから、今後も本村の景観まちづくりに必要な施策等を継続的に検討し、本計画に盛り込んでいきます。また、社会情勢等の変化に対応していくため、適宜、計画の見直しを行っていきます。

## （２）景観形成重点地区の追加・変更

「景観形成重点地区」は、本村において、特に重点的に景観の誘導を図る必要があるとして位置づけ、その景観の保全、形成、活用に向けて面的かつ総合的な取り組みが必要である地区です。景観形成重点地区を追加・変更する場合は、本計画の変更が必要となることから、「中城村景観審議会」に諮る必要があります。

## （３）景観形成の推進体制

### １）諮問機関・専門家の位置づけと役割

景観形成の推進や施策の検討に関して、景観計画の策定等については、都市計画審議会の意見聴取を行うことが景観法に規定されていることから、中城村景観条例では、「中城村景観審議会」を村の景観行政に関する諮問機関として位置づけます。また、公共施設や民有空間の整備等における景観誘導に際して技術的指導・助言を行う専門家として、景観アドバイザーを位置づけることから、景観施策の推進にあたっては、それぞれの審議会等の役割分担や連携のあり方を明確にする必要があります（次ページに役割を示します）。

今後の景観形成の推進や一層の充実化を図るためにも、これらの諮問機関や専門家を有効に活用し、それぞれの役割分担を明確化するとともに、効果的な連携を図りながら運営を行っていく必要があります。

### ２）景観形成の推進体制における役割

#### ■都市計画審議会

##### 【景観に関する審議事項】

- ①景観法第8条第6号に基づき、都市計画区域に定める景観計画は、都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針への適合性から意見聴取
- ②景観法第61条に基づき、都市計画法第8条第1項第6号に定める景観地区の都市計画決定について、都市計画法第19条に基づく付議（都市計画決定手続き）

#### ■景観審議会

##### 【審議事項等】

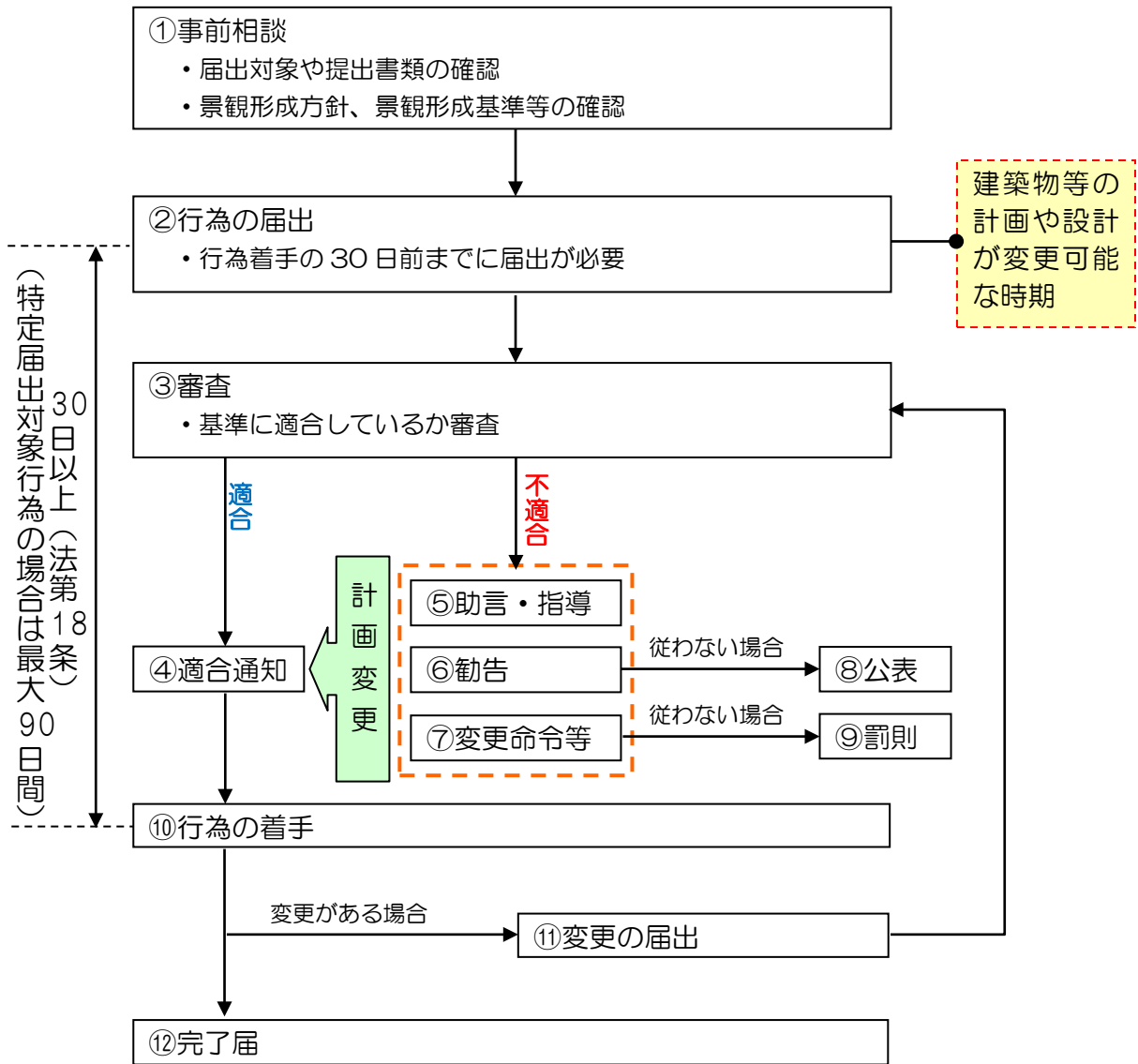
- ①景観計画の策定、変更、廃止
- ②景観形成地区の指定
- ③行為の届出に関する事項
  - ・助言・指導（必要時）
  - ・公表
  - ・勧告（必要時）
  - ・変更命令
- ④景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項
  - ・指定、解除
  - ・原状回復命令等
  - ・管理に関する勧告（必要時）
  - ・管理に関する命令
- ⑤その他良好な景観の形成に必要な事項

#### ■景観アドバイザー

以下の事項について、必要に応じて意見を聴くこととします。

- ①行為の届出に関する事項
- ②公共事業等の計画・設計等
- ③民有空間における整備等
- ④その他良好な景観の形成に必要な事項

3) 行為の届出に係る審査の流れ



必要に応じて、景観アドバイザー・景観審議会の意見を聴くこととします。  
 (ただし、⑦変更命令等、⑧公表については、必ず景観審議会の意見を聴きます)

【公表について】

・勧告に従わない場合は、公表することがあります。

【罰則について】

以下の場合、罰則が適用されることがあります。

- ・届出をしない場合、虚偽の届出をした場合 (30万円以下の罰金)
- ・行為の着手制限期日を守らず着手した場合 (30万円以下の罰金)
- ・変更命令に従わない場合 (50万円以下の罰金)
- ・原状回復命令に従わない場合 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

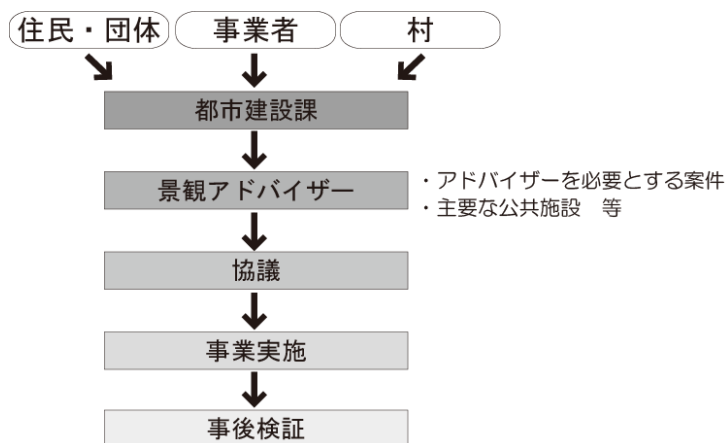


#### (4) 行政による先導的な景観形成

本村における公共施設（道路、河川等）の整備に際しては、整備を行おうとする場所の景観形成方針及び景観形成基準に従い、良好な景観形成の誘導を図っていきます。

本村の景観形成上、重要な場所において公共事業を行う際は、景観アドバイザー制度等を活用し、整備内容について協議による誘導を図っていきます。

さらに、公共事業を行う際に良好な景観形成を推進できるよう、景観に関する職員向け研修や勉強会等を実施し、意識の向上や共通認識の構築を図っていきます。



図：景観アドバイザー制度の活用

#### (5) 関連施策・制度の活用

景観形成に関する施策は、都市計画、文化財、環境、産業など行政の広範囲にわたっており、その施策や制度は多様です。景観施策を総合的に推進するため、関係機関等との連携を強化するとともに、関連施策や制度を景観形成の観点から積極的に活用していきます。

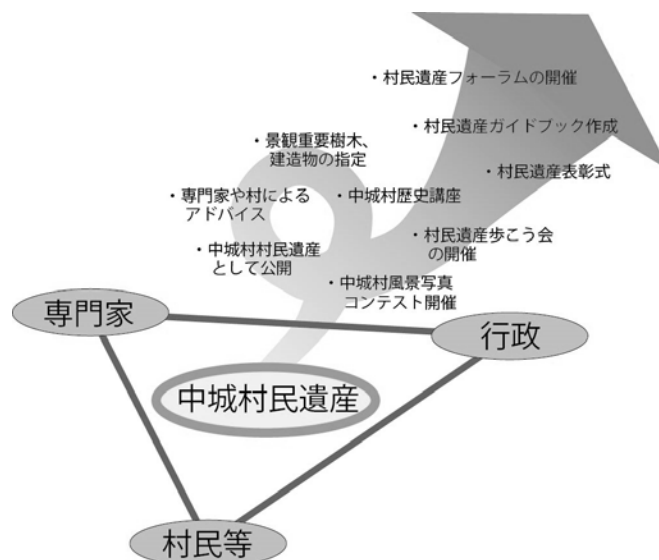
#### (6) 中城村民遺産としての展開

村民が主体となり、多くの人々が積極的に景観づくりからのまちづくりへと関わっていくために、中城村民遺産を提唱します。

中城村民遺産に村民の主体的な活動がともなうことで、地域の人々とともに考え、周辺を含めた文化遺産のあるべきイメージが形成され、村内の文化財を始めとして、より身近な建築や生垣・石積みなどを活用し、誇りを持って継承していくためのまちづくりに展開していくこととします

中城村民遺産は、中城村の文化財そのものだけでなく、村民活動の枠組みとして用いる新たなまちづくりの手法となります。既に進めている、あるいは今後新たに始められる村民活動の目的は、中城村に受け継がれてきた多様なストーリーの継承とも言えます。

ストーリーの継承とは、中城村民遺産を育成することであり、生活の中で発見し、地域住民と共有して村民活動として育成していく枠組みとして中城村民遺産を位置づけることで、継続的な村民活動の手掛かりとして、文化財を始め、景観づくりなどに発展可能なまちづくりとして展開することとなります。



資料編

## 1. 景観計画の策定経緯

本計画の策定は平成 22～23 年度の 2 年間をかけて検討を行いました。

### ■平成 22 年度

中城村の景観まちづくりの柱となる「中城村景観計画」の策定に着手し、村民アンケート、策定委員会、庁内検討会議等を重ね、「中城村景観計画(素案)」を作成しました。

### ■平成 23 年度

平成 22 年度に作成した「中城村景観計画(素案)」をもとに、更に検討を重ね、景観形成方針、景観形成基準の検討などを行いました。

次年度には「景観行政団体」への移行、本計画の住民説明会の実施等を経て、条例の作成及び条例施行を予定しています。

## 2. 中城村景観計画策定委員会委員名簿

### 平成 22 年度

	氏 名	所 属
委員長	安藤 徹哉	琉球大学工学部准教授
委員	呉屋 幸男	元沖縄県職員
委員	新垣 敏明	中城村副村長
委員	比嘉 正豊	中城村企画課長
委員	玉井 恭春	中城村都市建設課長
委員	奥浜 真一	中城村商工会（建築士）
委員	安里 昌助	J A 中城支店 経済課長

### 平成 23 年度

	氏 名	所 属
委員長	安藤 徹哉	琉球大学工学部准教授
委員	呉屋 幸男	元沖縄県職員
委員	新垣 敏明	中城村副村長
委員	比嘉 正豊	中城村企画課長
委員	新垣 正	中城村都市建設課長
委員	奥浜 真一	中城村商工会（建築士）
委員	安里 昌助	J A 中城支店 経済課長
委員	玉井 恭春	前都市建設課長

### 3. アンケート結果（概要）

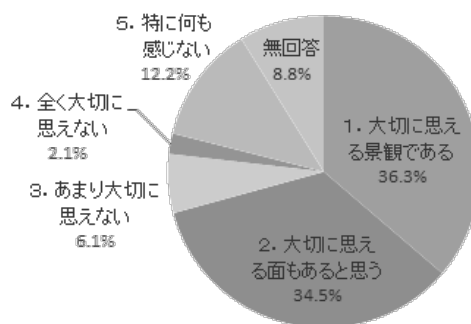
景観計画の策定にあたり、村民意識を把握するため、中城村の「景観づくり」に関するアンケートを実施した。その基礎データは以下のとおりである。

回収世帯：329部 ・配布世帯：2,635部（総世帯数：6,223世帯） ・回収率：12.5%

アンケート結果の概要は以下のとおりである。

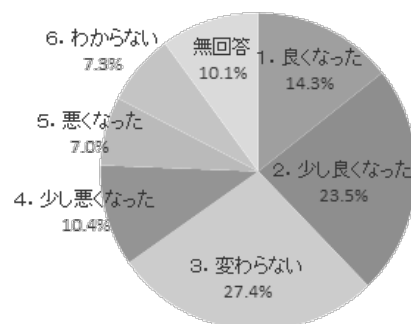
#### Q. あなたがお住まいになっている地域の身近な景観をどのように思いますか。

地域の身近な景観について、「大切に思える景観である」「大切に思える面もあると思う」で約7割を占めており、景観に対する認識が高いことが分かる。



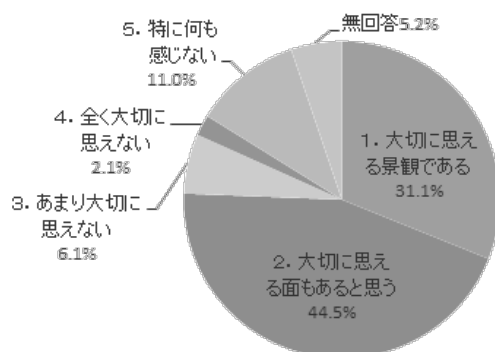
#### Q. あなたがお住まいになっている地区（字）の身近な景観は、以前（10～15年程前）と比べてどのように変化したと感じますか。

居住地周辺における身近な景観の変化について、「変わらない」と答えた人が27.8%と最も多く、続いて「少し良くなった」「良くなった」と続き、6.5割の方が中城の景観が昔から変わらない、もしくは良くなっていると認識している。



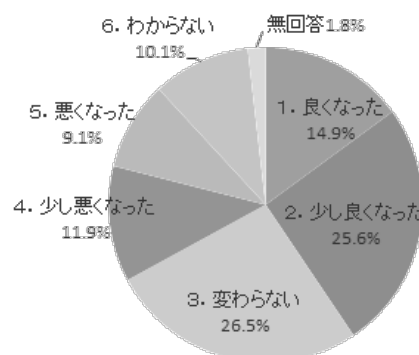
#### Q. 中城村全体の景観をどのように思いますか。

「大切に思える景観である」「大切に思える面もある」で約7割を占めている。前の設問と比較すると、「大切に思える景観である」、について若干低くなることから、身近な景観をより大切であると感じていることが分かる。



#### Q. 中城村全体のまち並みや自然の景観は、以前（10～15年程前）と比べてどのように変化したと感じますか。

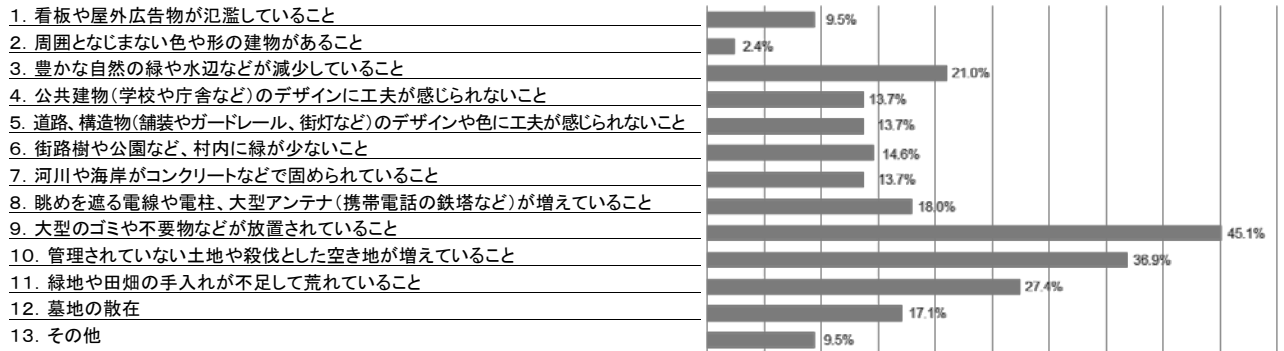
中城村全体の景観の変化については、問2と比較してほぼ同様の結果となり、主には、「変わらない」と答えた人が27.8%と最も多く、続いて「少し良くなった」「良くなった」と続いた。





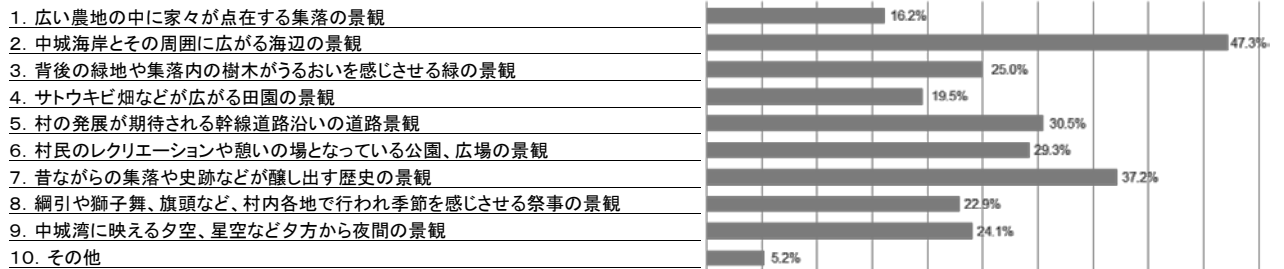
**Q. 中城村の良さを損ねている景観は**

中城村の良さを損ねている景観として、「大型のゴミや不要物などが放置されていること」が46.8%で最も多く、続いて「管理されていない土地や殺伐とした空き地が増えていること」37.8%となっている。



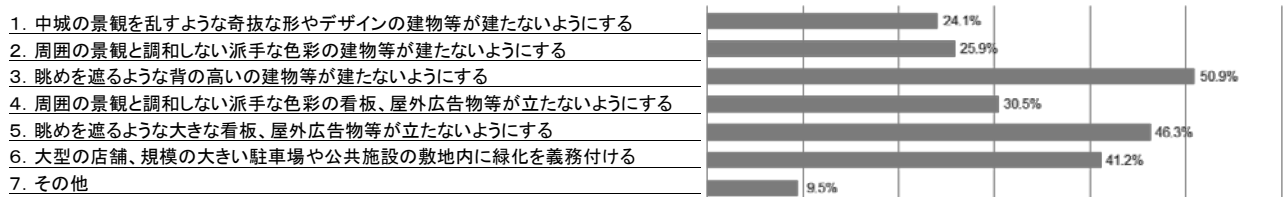
**Q. 中城村全体において、今後重点的に整備を進めたり、積極的に守っていくべき景観は**

中城村の景観として、今後重点的に整備を進めたり、積極的に守っていくべき景観については、「中城海岸とその周囲に広がる海辺の景観」が47.8%で最も多く、続いて「昔ながらの集落や史跡などが醸し出す歴史の景観」が24.1%と続く。



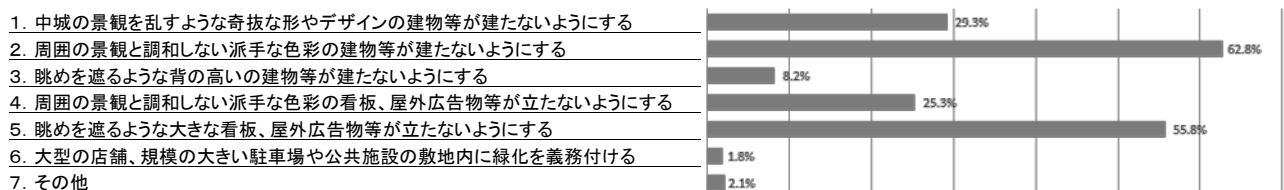
**Q. 中城村において、良好な景観づくりを進めるためには、どのような内容の「ルール」が必要か**

どのような内容のルールが必要かについては、「眺めを遮るような背の高い建物等が建たないようにする」51.5%が最も多く、「眺めを遮るような大きな看板、屋外広告物等が立たないようにする」45.2%、「大型の店舗、規模の大きい駐車場や公共施設の敷地内に緑化を義務付ける」40.8%と続く。

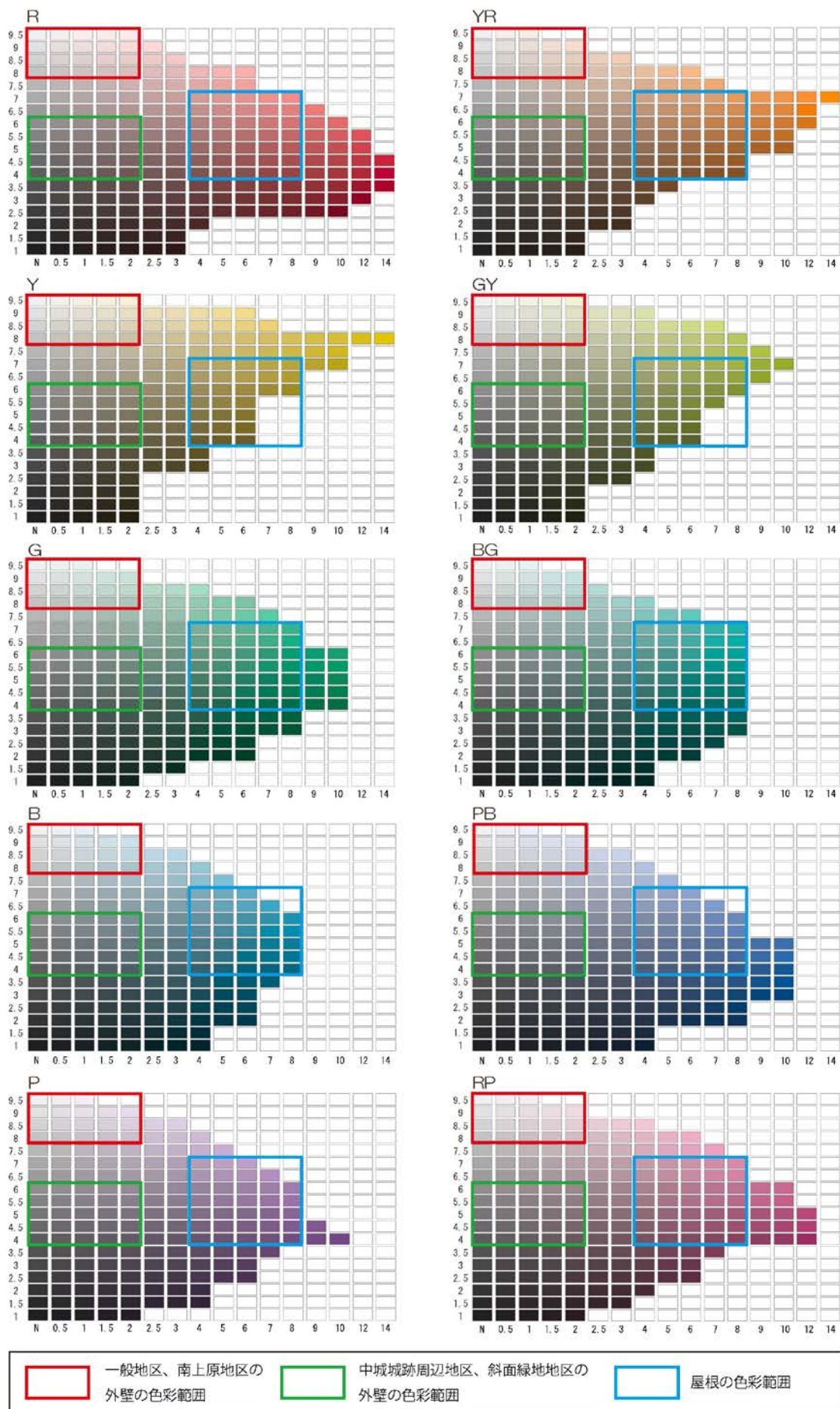


**Q. 良好な景観づくりのために、あなたにできることや協力してもよいと思うことは**

景観を守る為に出来る事として「自治会などで取り組む身近な公園・歩道などの美化・清掃活動などに参加する」が60.9%、「庭先やベランダなど、自宅の周りの緑化や美化に努める」56.5%と、他の選択肢と比較しても高い割合を示している。



## 4. 色彩



## 5. 緑化

今後も業務系施設や高層マンション等の立地が予想される南上原地区においては、駐車場を含めた道路等の公共空間に面する部分の積極的な緑化を図っていくことが望ましい。

そのため、緑化については、具体的な配置場所として、「道路等の公共空間に面する部分」という指定を行い、かつ「間口緑視率」という指標に基づき、定量的な基準を定める。

<b>緑化</b>	■敷地内はできるだけを緑化に努め、緑や花の潤いの感じられるよう心がける。
	■植栽は可能な限り、道路等の公共空間に面する部分に配置するものとする。
	■敷地の道路に面する部分の「間口緑視率※」は、10%以上とする。

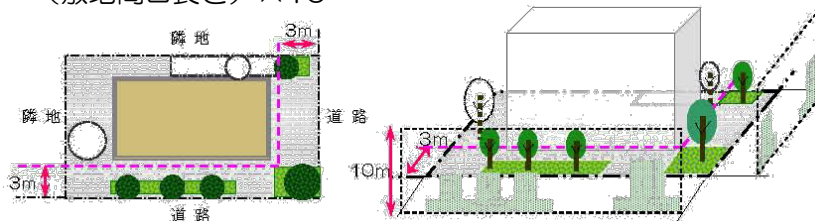
※間口緑視率：

- 境界領域における、道路から見える植栽の量を示したものを。敷地の道路に面する部分の合計（敷地間口）における、地上から高さ10mまでの部分の立面積（緑化対象立面積）に対する樹木を立面に換算した面積（立面換算面積）の割合をいう。

$$\text{間口緑視率(\%)} = \text{A1 (立面換算面積)} / \text{A2 (緑化対象立面積)} \times 100$$

$$\text{A1 (m}^2\text{)} = (\text{高木本数} \times 7.0) + (\text{中木本数} \times 1.5) + (\text{低木植栽帯間口長さ} \times 0.5)$$

$$\text{A2 (m}^2\text{)} = (\text{敷地間口長さ}) \times 10$$



- ◆立面換算面積の算出には、高木、中木、低木ごとに、下記の換算値を使用する。

高木	中木	低木
W=2.0m H=3.5m 7.0 m <sup>2</sup> /本	W=1.0m H=1.5m 1.5 m <sup>2</sup> /本	H=0.5m 0.5 m <sup>2</sup> /m

- ・換算値を超えるサイズの高木を植える場合、および既存樹木を保存する場合は、実寸の立面積を計上することができる。

- ◆敷地間口長さは、敷地の道路に面する部分の合計の長さ（接道長さ：敷地の2面が道路に接する場合は2面の合計）から通路及び出入口に必要な6mを引いた長さを敷地間口長さとする。  
（敷地間口長さ＝接道長さ－6.0）
- ・計上することができる樹木は、道路境界から3m以内にあるものとする。ただし透過性のない塀などで視認できない部分は除く。
- ・接道部分の敷地間口の延長が6m未満の敷地は、間口緑視率基準を適用しない。ただし、その場合、できるだけ基準値に近い緑量を確保するよう努めること。



## 6. 用語解説

### あ行

#### アガイティータ

「朝日」を指す方言。

#### 拝所（ウガンジュ）

沖縄地方で、神を拝む場所。

#### 御嶽（ウタキ）

琉球の信仰における祭祀などを行う施設。

#### 美しい国づくり政策大綱

国土交通省が平成15年7月に、歴史や文化、風土など地域の個性を重視しながら美しい国づくりを進めるため、景観の保全や水辺の再生に総合的に取り組む基本法制の制定など15の具体的な施策を盛り込んだ政策大綱。

#### NPO

Non-Profit-Organizationの略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称で様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待される。

#### 沖縄県屋外広告物条例

良好な景観形成や風致の維持等を図るために、屋外広告物法に基づき、屋外広告物の表示等について沖縄県全体の統一された基準として定められた条例。

#### 屋外広告物

常時又は一定期間継続して、公衆及び屋外において表示される、看板・広告塔等。

### か行

#### 協働

地域を村民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等を基本に、村民と村がそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動形態を指す。

#### 景観

主に視覚を通じて捉えた地域の姿であり、「目で見るもの・景色・眺め」のこと。

#### 景観アドバイザー

より良い景観を形成するため、個々の案件について景観の視点からアドバイスを行う、建築、土木、造園、都市計画など様々な立場の専門家。

#### 景観行政団体

景観法に基づき景観行政を担う主体のことであり、都道府県知事との協議の上、その同意を得ることとなることができる。

#### 景観計画

景観行政団体が、景観行政を進めるための基本的な計画。良好な景観の形成を図るため、区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める。

#### 景観重要建造物

景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した地域の景観上の核となるような建造物のこと。景観法の規定に基づき指定することにより、管理行為を除く現状変更には許可が必要となる。

#### 景観重要公共施設

景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した景観上重要な公共施設（道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等）。

#### 景観重要樹木

景観行政団体の長が、景観法の規定により、景観計画区域内において指定した地域の景観上の核となるような樹木。

#### 景観地区

景観法において定められているもので、市町村が市街地の良好な景観の形成を図るために、建築物の形態意匠の制限を必ず定める。それ以外にも建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度のうち必要なものを定めることができる。

#### 景観法

良好な景観形成を図るため、基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

#### 建築物

家屋やビルなどの屋根や柱・壁のある工作物。

#### グスク

沖縄、奄美諸島に数多くある史跡。

### 工作物

土に接着して設置されたもの。代表的なものは、電柱や広告塔など。

## さ行

### 敷地内緑化

敷地内において、樹木や草花等を植栽すること。

### 視点場

景観を眺めるための立ち位置。例えば、海側から台地側を見上げた場合、自分の立っている場所が視点場となる。

### スカイライン

山や建築物などによって仕切られる空の輪郭・境界線。

## た行

### 第1種低層住居専用地域

低層の住宅の専用地域であり、市街化区域内の12に分かれた用途地域の中の一つ

### 第1種中高層住居専用地域

中高層の住宅の立地を認める住宅専用地域。市街化区域内の12に分かれた用途地域の中の一つ。

### 第2種住居地域

主に住居の環境を保護するための地域で、「住居」とはついているが、かなりの用途の建物が建設可能。市街化区域内の12に分かれた用途地域の中の一つ。

### 第四次中城村総合計画

中城村がめざす将来像と施策の大綱を示し、それをいかに実現していくかを明らかにするもの。中城村が策定する各種計画の中で最上位に位置する。

### 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画。

### 築造面積

工作物の水平投影面積。

### 眺望点

優れた遠い場所からの景観（遠景）を眺めることのできる場所のこと。公園の展望台など。

## ツーリズム

観光事業、観光旅行。特にグリーンツーリズムは緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。

## 土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。本村では南上原で実施。

## な行

### 中城城跡

世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産の1つ。中城村と北中城村にまたがって立地している。

### 中城村景観審議会

村の景観行政に関する諮問機関として村条例で位置づける。景観形成の推進や施策の検討、景観計画の策定等について審議を行う。

### 中城村自然環境の確保に関する条例

平成10年に施行された、良好な自然環境の確保に関する基本的事項を定め、現在及び将来の住民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする条例。

### 中城村都市計画マスタープラン

村議会を経て定められた村の基本構想、および「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、市町村が定める計画。

## は行

### バッファゾーン

自然保護地域設定の際の地域区分（ゾーニング）のひとつ。コアエリア（核心地域）を取り囲んで、保護地域外からの影響を緩和するための緩衝地域・地区。

## ら行

### 歴史の道（ハンタ道）

王朝時代、首里城と中城城を結んだ歴史ある道。